

令和7年度第1回戸田市こども・子育て会議

次 第

日時 令和7年10月10日（金）

午後2時～午後4時

場所 戸田市役所5階 501会議室

1 開会

委嘱状交付

挨拶

自己紹介

2 会長・副会長選出

3 議題

- （1）第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について（令和6年度実績）
- （2）戸田市こども計画掲出施策の進捗管理について（令和7年度～令和11年度）
- （3）令和8年度戸田市管内保育施設等の利用定員の変更について
- （4）令和8年度新制度幼稚園への移行について

4 報告

- （1）学童保育室の待機児童数（令和7年4月1日時点）について
- （2）保育所等の待機児童数（令和7年4月1日時点）について
- （3）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

5 その他

次回日程等

6 閉会

戸田市こども・子育て会議委員名簿

	氏名	条例該当区分		選出機関
1	坪井 瞳	1号	こども・子育て支援に関し学識経験を有する者	東京成徳大学 (教授)
2	永塚 博之	2号	こども・子育て支援に関する事業に従事する者	母子生活支援施設の代表 (社会福祉法人むつみ会 理事長)
3	今井 瑞記	2号	こども・子育て支援に関する事業に従事する者	戸田市私立幼稚園協会の代表 (まきば幼稚園園長)
4	上出 大和	2号	こども・子育て支援に関する事業に従事する者	戸田市私立保育園協会の代表 (あけぼの保育園園長)
5	志村 恵美子	2号	こども・子育て支援に関する事業に従事する者	小規模保育連絡会の代表
6	土屋 貴正	2号	こども・子育て支援に関する事業に従事する者	戸田市民間学童連絡協議会 (会長)
7	星野 正義	2号	こども・子育て支援に関する事業に従事する者	戸田市立小・中学校校長会の代表 (新曽北小学校校長)
8	中崎 敏子	3号	地域関係団体の代表者	戸田市子ども会育成連合会の代表 (副会長)
9	谷島 宏美	3号	地域関係団体の代表者	戸田市民生委員・児童委員協議会の代表 (主任児童委員)
10	西尾 達樹	3号	地域関係団体の代表者	戸田市公立学校PTA連合会の代表 (会長)
11	宮澤 正	3号	地域関係団体の代表者	戸田市町会連合会 (副会長)
12	横田 秀子	3号	地域関係団体の代表者	戸田市商工会 (理事)
13	中田 晃史	4号	関係行政機関の職員	埼玉県南児童相談所の代表 (副所長)
14	渡部 京子	4号	関係行政機関の職員	埼玉県南部保健所の代表 (保健予防推進担当課長)
15	山本 学	4号	関係行政機関の職員	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会 (地域福祉課担当課長)
16	伊藤 愛美	5号	公募による市民	
17	高木 陽子	5号	公募による市民	

議題（1）

第二期戸田市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について
（令和 6 年度実績）

幼児期の教育・保育施設の整備（計画書P.55～56）（担当課名：保育幼稚園課）

幼児期の学校教育・保育事業について、計画年度の施設利用量の見込みと確保の内容は以下のとおりです。

（１）１号認定（満３歳以上の学校教育のみの就学前の子ども）

＜計画値＞

単位：人

項目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	2,492	2,298	2,290	2,316	2,394
②確保提供量	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920
特定教育・保育施設	10	10	10	10	10
確認を受けない幼稚園	2,910	2,910	2,910	2,910	2,910
②－①	428	622	630	604	526

＜実績値＞

単位：人

項目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①利用量	2,143	2,048	1,792	1,604	1,433
②確保提供量	2,820	2,820	2,800	2,770	2,740
特定教育・保育施設	0	140	120	60	60
確認を受けない幼稚園	2,820	2,680	2,680	2,680	2,680
②－①	677	772	1,008	1,166	1,307

※５月１日現在の数値

市内幼稚園 1,223人（ささめ除く）

ささめ幼稚園 12人

市外者 198人

(2) 2号認定（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童）

<計画値>

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,829	1,686	1,681	1,700	1,757
幼児期の学校教育 の利用希望が強い	—	—	—	—	—
上記以外	1,829	1,686	1,681	1,700	1,757
②確保提供量	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
特定教育・保育施設	2,113	2,113	2,113	2,113	2,113
認可外保育施設	1	1	1	1	1
②－①	285	428	433	414	357

<実績値>

4月1日現在

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①申請量	2,076	2,119	2,028	2,086	2,070
②確保提供量	2,166	2,185	2,168	2,154	2,152
特定教育・保育施設	2,165	2,185	2,168	2,152	2,152
認可外保育施設	1	0	0	0	0
②－①	90	66	140	68	82

(3) 3号認定(0歳児)

<計画値>

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	330	316	315	314	314
②確保提供量	364	364	364	364	364
特定教育・保育施設	310	310	310	310	310
地域型保育事業	49	49	49	49	49
認可外保育施設	5	5	5	5	5
②－①	34	48	49	50	50

<実績値>

4月1日現在

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①申請量	257	250	223	212	236
②確保提供量	362	363	341	343	336
特定教育・保育施設	306	306	288	285	285
地域型保育事業	51	54	49	50	50
認可外保育施設	5	3	4	1	1
②－①	105	113	118	131	100

(4) 3号認定（1・2歳児）

<計画値>

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,386	1,409	1,403	1,396	1,391
②確保提供量	1,386	1,409	1,403	1,396	1,391
特定教育・保育施設	1,195	1,218	1,212	1,205	1,200
地域型保育事業	182	182	182	182	182
認可外保育施設	9	9	9	9	9
②－①	0	0	0	0	0

<実績値>

4月1日現在

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①申請量	1,431	1,449	1,445	1,451	1,433
②確保提供量	1,349	1,344	1,352	1,349	1,348
特定教育・保育施設	1,159	1,159	1,158	1,158	1,158
地域型保育事業	180	177	182	180	180
認可外保育施設	10	8	12	10	10
②－①	-82	-105	-93	-102	-85

(5) 3号認定（0～2歳児）の保育利用率

<計画値>

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳推計児童数	4,551	4,534	4,517	4,496	4,484
3号認定量の見込み	1,716	1,725	1,718	1,710	1,705
保育利用率（%）	37.7	38.0	38.0	38.0	38.0

<実績値>

単位：人

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～2歳計児童数	4,042	3,766	3,633	3,412	3,298
3号認定量	1,688	1,699	1,668	1,663	1,669
保育利用率（%）	41.8	45.1	45.9	48.7	50.6

※ 4月1日現在の数値

【幼児期の教育・保育施設の整備に関する確保の内容】

■ 1号認定（幼稚園等で教育を希望する場合）について

- ・新制度に移行しない幼稚園のほか、移行した場合の幼稚園、認定こども園における教育利用希望者も含め、受け入れ可能人数を設定します。
- ・既存の市内私立幼稚園全10園における定員総数が、5年間の量の見込数を上回る状況から、当該施設全体の定員数に変更がなければ、量の見込分は確保できることとなります。

■ 2号・3号認定（保育の必要な事由に該当し、保育所等で保育を希望する場合）について

- ・入所申込状況等により、随時確保策の見直しを検討し、令和6年度までの5年間で、量の見込分が受け入れ可能となるよう、既存施設の定員の見直し等の実施により調整を図ります。
- ・既存の幼稚園について、長時間の預かり保育の充実化を促進し、小規模保育の連携先施設の確保に努めるとともに、多様化する保護者の就労形態や保育需要に対応していきます。
- ・既存の認可外保育施設について、新制度の基準に合致した保育所等への移行を促進し、保育の質を高めます。

地域子ども・子育て支援事業の整備（計画書P.57～65）

地域子ども・子育て支援事業について、計画年度の利用量の見込みと確保の内容は以下のとおりです。

（１）利用者支援事業（担当課名：子育て支援課、親子健やか室、保育幼稚園課）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	利用者支援事業
(2) 事業の概要	保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行う。 【基本型・特定型】 子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。 【母子保健型】 保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う。
(3) 確保方策の考え方	多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業についての専門知識を有する職員の配置を推進していきます。

② 確保提供量

＜計画値＞

単位：か所

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保提供量	基本型・特定型	2	2	2	2	2
	母子保健型	1	1	1	1	1

＜実績値＞

単位：か所

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保提供量	基本型・特定型	2	2	2	2	2
	母子保健型	1	1	1	1	1

※ 3月31日現在の数値

注) 母子保健型のR6年度については、母子保健と児童福祉の機能を併せもつ「こども家庭センター型」として実施している。

(2) 地域子育て支援拠点事業（担当課名：保育幼稚園課、子育て支援課、児童青少年課）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	子育て支援センター、親子ふれあい広場、戸田公園駅前子育て広場、さんさん広場、わんぱくタイム
(2) 事業の概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報交換などを行う。市内に、子育て支援センター11か所、親子ふれあい広場7か所、戸田公園駅前子育て広場1か所、出張広場2か所、さんさん広場、わんぱくタイムの計23か所を設置。
(3) 確保方策の考え方	ニーズ調査及び利用実績をもとに量の見込みを算出。 設置数及び開室日数から提供は可能ですが、今後も事業の周知を図りながら、利用状況等をみて、より利用しやすい事業となるよう検討していきます。

② 確保提供量

<計画値>

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	108,584	104,922	101,531	98,332	95,492
②確保提供量	108,584	104,922	101,531	98,332	95,492
②－①	0	0	0	0	0

<実績値>

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	26,020	39,624	46,274	58,951	64,222

※ 3月31日現在の数値

<令和6年度実績>

保育幼稚園課 19,886人

子育て支援課 31,549人

【13,460人（戸田公園駅前子育て広場）、16,375人（親子ふれあい広場）、
1,714人（ぷくぷく）】

児童青少年課 12,787人（さんさん広場 1,829人、わんぱくタイム 10,958人）

(3) 妊婦健康診査事業（担当課名：親子健やか室）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	妊婦健康診査事業
(2) 事業の概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施。 母子健康手帳の交付時に、妊婦健康診査の助成券（14 回分）を配布する。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数から量の見込みを算出。 妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査を推進していきます。

② 確保提供量

<計画値>

単位：人

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
②確保提供量	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
②－①	0	0	0	0	0

<実績値>

単位：人

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用量	1,247	1,172	1,195	1,170	1,125

※ 3 月 3 1 日現在の数値

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（担当課名：親子健やか室）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業
(2) 事業の概要	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を看護職が家庭訪問し、赤ちゃんの体重測定・育児相談・お母さんの体の相談・母子保健サービスや予防接種の案内を行う。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数から量の見込みを算出。 事業及び「お誕生連絡票」、「出生連絡票」の提出について周知を図りながら、すべての家庭に訪問できるよう努めます。

② 確保提供量

<計画値>

単位：人

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
②確保提供量	1,589	1,523	1,518	1,513	1,510
②－①	0	0	0	0	0

<実績値>

単位：人

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	888	954	1,028	1,109	1,055

※ 3月31日現在の数値

(5) 養育支援訪問事業（担当課名：親子健やか室）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	養育支援訪問事業
(2) 事業の概要	乳児家庭全戸訪問等で把握された特に支援が必要な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な助言指導及び育児・家事援助を行う。
(3) 確保方策の考え方	過年度実績から量の見込みを算出。 乳児家庭全戸訪問等との連携を図りながら、該当家庭に対して、必要な訪問支援、家事支援を実施します。

② 確保提供量

<計画値>

単位：人

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保提供量	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

<実績値>

単位：人

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	0	0	1	1	1

※ 3月31日現在の数値

(6) 子育て短期支援事業（担当課名：親子健やか室）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	①ショートステイ事業 ②トワイライトステイ事業
(2) 事業の概要	①保護者の疾病等、家庭において一時的に子どもの養育が困難になった場合に施設で子どもを預かる（宿泊を伴う）。 乳児院2か所、児童福祉施設1か所で実施。 ②保護者が就業等で帰宅が遅くなり、子どもの夜間の養育が困難な場合に施設で子どもを預かる。 児童福祉施設1か所で実施。
(3) 確保方策の考え方	①過年度実績から量の見込みを算出。 契約施設3か所の定員で提供可能です。 ②過年度実績から量の見込みを算出。 契約施設1か所の定員で提供可能です。

② 確保提供量

【ショートステイ事業】

<計画値>

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	75	75	75	75	75
②確保提供量	252	252	252	252	252
②－①	177	177	177	177	177

<実績値>

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用量	13	24	59	57	22
② 確保提供量	252	252	252	252	252
②－①	239	228	193	195	230

※ 3月31日現在の数値

【トワイライトステイ事業】

＜計画値＞

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	359	359	359	359	359
②確保提供量	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
②－①	2,041	2,041	2,041	2,041	2,041

＜実績値＞

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用量	73	5	525	626	419
②確保提供量	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
②－①	2,327	2,395	1,875	1,774	1,981

※ 3月31日現在の数値

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（担当課名：子育て支援課）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
(2) 事業の概要	小学生までの児童の預かり他、育児の援助を行いたい人と受けたい人がそれぞれ会員となり、会員が希望する相互援助活動に関する連絡、調整を行う。
(3) 確保方策の考え方	利用実績から量の見込みを算出。事業の周知を図りながら、協力会員の増加を図り、必要な援助活動が行われるように努めます。

② 確保提供量

＜計画値＞

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,878	3,021	3,207	3,394	3,581
②確保提供量	2,878	3,021	3,207	3,394	3,581
②－①	0	0	0	0	0

＜実績値＞

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	1,053	1,312	1,386	1,981	1,766

※ 3月31日現在の数値

(8) 一時預かり事業（担当課名：保育幼稚園課、子育て支援課）

8-1【一時預かり事業（幼稚園型）】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（幼稚園型）
(2) 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業。園により預かり保育の実施日、時間などの状況は異なる。
(3) 確保方策の考え方	一時預かり実施幼稚園の利用実績から量の見込みを算出。在園児については提供可能。未実施園での事業について検討します。

② 確保提供量

<計画値>

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	29,156	26,887	26,793	27,097	28,010
②確保提供量	29,156	26,887	26,793	27,097	28,010
②－①	0	0	0	0	0

<実績値>

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用量	27,497	33,183	38,479	32,034	37,422

※3月31日現在の数値

8-2【一時預かり事業（幼稚園型を除く）】

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	一時預かり事業（幼稚園型を除く）
(2) 事業の概要	・一時保育事業 日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に児童を預けることができる事業。 ・戸田公園駅前子育て広場一時預かり 利用理由を問わず、1日6時間を上限として1時間単位で児童を預かる事業。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数及び利用実績から量の見込みを算出。利用状況を見ながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。

② 確保提供量

【一時保育事業】

<計画値>

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	13,395	12,812	12,766	12,828	13,082
②確保提供量	30,156	30,156	30,156	30,156	30,156
②－①	16,761	17,344	17,390	17,328	17,074

<実績値>

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用量	7,030	6,914	6,630	5,525	4,453
②確保提供量	28,322	28,370	28,698	19,464	19,464
②－①	21,292	21,456	22,068	13,939	15,011

※3月31日現在の数値

【戸田公園駅前子育て広場一時預かり】

<計画値>

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保提供量	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

<実績値>

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用量	265	233	397	529	487

※3月31日現在の数値

(9) 延長保育事業（担当課名：保育幼稚園課）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	延長保育事業
(2) 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所の通常開所時間11時間を超えて保育を行う。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数及び利用実績から量の見込みを算出。必要とする利用者について、適正に実施していきます。

② 確保提供量

<計画値>

単位：人

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	922	887	884	887	900
②確保提供量	3,793	3,793	3,793	3,793	3,793
②－①	2,871	2,906	2,909	2,906	2,893

<実績値>

単位：人

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用量	631	505	539	483	499
②確保提供量	3,857	3,821	3,813	3,813	3,808
②－①	3,226	3,316	3,274	3,330	3,309

※3月31日現在の数値

民間保育所	454人	104人	404人	378人	375人
公立保育所	136人	355人	98人	71人	84人
小規模保育	41人	46人	37人	34人	40人
事業所内保育	0人	0人	0人	0人	0人

(10) 病児保育事業（担当課名：保育幼稚園課）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	病児・病後児保育事業
(2) 事業の概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を一時的に保育する事業。市内に3か所設置。
(3) 確保方策の考え方	推計児童数及び利用実績から量の見込みを算出。利用状況を見ながら、より利用しやすい制度となるよう検討していきます。

② 確保提供量

<計画値>

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	475	472	470	469	469
②確保提供量	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
②－①	2,405	2,408	2,410	2,411	2,411

<実績値>

単位：延べ利用人数／年

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 利用量	170	234	140	212	191
②確保提供量	2,748	2,908	2,916	2,916	2,916
②－①	2,578	2,674	2,776	2,704	2,725

※ 3月31日現在の数値

(11) 放課後児童健全育成事業（担当課名：児童青少年課）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	学童保育室事業
(2) 事業の概要	小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により保育が困難な家庭に、放課後児童を預かる事業。 公立 22 か所、定員 1,189 人。
(3) 確保方策の考え方	利用率等をもとに量の見込みを算出。民間学童保育室の設置等により定員拡大を図ります（確保提供量は公立・民間の合計値）。

② 確保提供量

<計画値>

単位：人

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1,939	2,026	2,019	1,985	1,911
低学年	1,495	1,582	1,567	1,538	1,441
高学年	444	444	452	447	470
②確保提供量	2,067	2,174	2,174	2,174	2,199
②－①	128	148	155	189	288

<実績値>

単位：人

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①利用量	1,479	1,754	1,802	1,909	2,006
低学年	1,216	1,411	1,488	1,540	1,617
高学年	263	343	314	369	389
②確保提供量	2,078	2,233	2,235	2,301	2,301
②－①	599	479	433	392	295

※令和 3 年度より 4 月 1 日現在の数値 令和 2 年度までは 3 月 31 日現在の数値

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（担当課名：保育幼稚園課）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	実費徴収に係る補足給付事業
(2) 事業の概要	保育料は、国が定める公定価格を基に、市が条例により利用者負担額を設定するが、施設によっては、それ以外に実費徴収（教材費、行事参加費等）を行う場合がある。 実費徴収があった場合、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため補助を実施する。
(3) 確保方策の考え方	国が設定する基準をもとに助成を実施します。
確保方策の実施状況	令和6年度は、延べ123人に対して給付を行った。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（担当課：保育幼稚園課）

① 事業の概要

(1) 本市における事業名	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(2) 事業の概要	新たに開設された施設や事業が安定的、継続的かつ円滑に事業を実施できるよう、設置又は運営を促進する事業。 認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等や認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援（私学助成対象外の施設）などを行う。
(3) 確保方策の考え方	新規事業者が円滑に事業を実施できるよう必要に応じて支援を行います。
確保方策の実施状況	保育アドバイザーによる保育施設への巡回支援を行った。 （61施設 計176回）

議題（2）

戸田市こども計画掲出施策の進捗管理について
（令和 7 年度～令和 1 1 年度）

戸田市

地域で子育て支援を推進する

条例

戸田市では地域社会でそれぞれの役割を担い、
こどもたちが元気に自分らしく成長することができるよう、
地域で一体となって応援するためにこの条例を制定しました。



戸田市

全てのこどもが自分らしく元気に育つまちにします。

基本理念

1

一人の人間として 尊重されること

個性や取り巻く環境に関わらず
一人の人間として尊重され、
安心して生きていけること

2

主体的に社会参加できる 環境整備

成長段階に応じた学び、
遊び等を通じて人間関係を構築し、
自らの意見を表明することが
できる環境づくり

3

地域全体で こどもを応援する

それぞれの責務を全うし、
相互に連携すること

4

切れ目のない支援

こどもが自分らしく成長できるように、
状況に応じた切れ目のない支援を
行える環境づくり

各主体の役割

事業者

- ・保護者の仕事と子育て
両立の支援
- ・こどもの育成に関する
活動に参加

戸田市

こどもの育成に関する様々な支
援を社会福祉協議会を始めとし
た関係機関と相互調整を行う

保護者

こどもを一人の人と
して尊重し、健全な
育成に努める

学校関係者

こどもの人間性が豊かになるよ
う、地域社会と一体となって、
教育活動を推進するよう努める

連携・協働

地域住民等

こどもの支援に積極的にに関わり、
地域社会の中で健やかに成長で
きる環境づくりに努める

条例ができたきっかけ

核家族化、3年以上にわたるコロナ禍の影響により、子育てに対する孤独感・負担感が増加しており、虐待や貧困、ヤングケアラーの問題など子育て世帯を取り巻く状況は、複雑化・深刻化しております。その中で全てのこどもの健やかな成長を地域全体で応援することが必要だと考え、この条例を制定しました。

市等が行っていく取組

① 計画の策定

こどもに関する総合的な計画
を策定し、子育て支援のため
の施策を推進します。

② 連携体制の構築

保護者、地域住民等、学校等
及び事業者がそれぞれの役割
を果たすことができるよう、
連携協力体制を構築します。

③ 地域住民の活動に対する支援

地域住民等に対して、子育て支援活動の情
報及び交流機会を提供し、子育て支援活
動への積極的な参画を促すとともに、地
域住民等が行う当該活動に対して必要な
支援を行います。

④ 切れ目のない子育て支援

誰もが安心してこどもを育てることができ
るよう、妊娠、出産及び子育てにおける様
々な段階並びに状況に応じた必要な支援
を行います。

⑤ 安心、安全な環境の整備等

こどもを犯罪、事故、災害その他こども
を取り巻く有害及び危険な環境から守る
取組の推進により、こどもが健やかに成
長することができ、安全で安心して暮ら
すことができる環境づくりに努めます。

⑥ 情報の提供

子育て支援に関する施策等について、こ
どもの立場に立った分かりやすい情報の
提供に努めます。

⑦ こどもの参加の機会の促進

社会の一員として自らの意見を表明する場を提
供するなど、社会に参加する機会を設けると
ともに、こどもの考えや意見を尊重し、こ
どもの主体的な社会活動を支援するよう
努めます。

⑧ こどもの居場所づくり

こどもが安心して過ごすことができると
ともに、自然、文化芸術等との触れ合い、
多世代との交流、遊びその他の体験等
を通して、豊かな人間性及び社会性を
育むことができるこどもの居場所づく
りに努めます。

⑨ 相談機能の充実

子育てに関する相談に対し、関係機
関等と連携し、速やかに対応する
とともに、相談者が安心して相
談することができるよう、多様な
相談機会の確保及び相談機能の充
実を図ります。

⑩ 広報及び啓発

子育て支援に関する理解を深めるた
め、必要な広報及び啓発を行います。

こどもの居場所とは

こどもたちに安価または無料で食事を提供する「こども食堂」、学習支援を行う「無料学習塾」、遊びの場を提供する「プレーパーク」など、こどもたちのための居場所づくりが進んでいます。さらに、こどもの居場所として「フードパントリー」が注目されており、困っている家庭に食品や日用品を無償で配布し、地域のセーフティネットとして機能しています。

これらの場所は、家庭や学校とは異なり、こどもたちが自らの居場所と感じられるような環境で、創意工夫を凝らして運営されています。食事提供、学習支援、遊び場の提供を通じて、こどもたちの自己肯定感の育成や貧困、孤独感の解消、コミュニティの再生に貢献しています。

戸田市では、こどもの居場所を増やすための取り組みとして地域のネットワーク力を強化しています。このネットワークを通じて、情報提供や企業とのマッチングなどを行い、こどもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進しています。

こどもの居場所づくり活動にご興味がある方、応援・寄附をしていただける方は、下記までお問い合わせください。

戸田市こどもの居場所 ネットワーク事務局

(社会福祉法人戸田市社会福祉協議会内)

住 所 ▶ 戸田市大字上戸田5番地の6

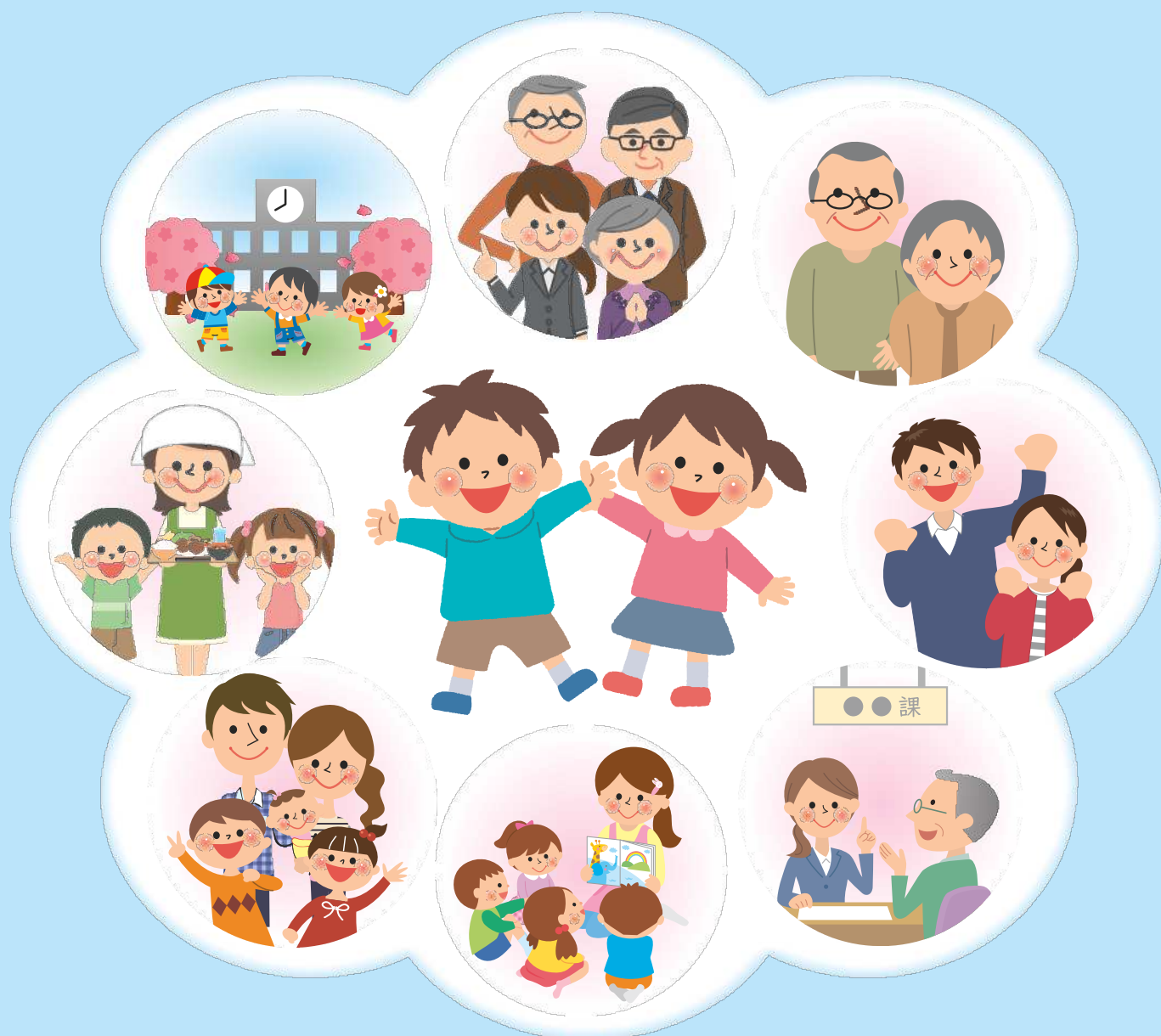
電 話 ▶ 048-442-0309

メール ▶ e-toda@todashakyo.or.jp




戸田市 こども計画

【 概要版 】



～ 地域でつくるこどもが輝くまち とだ ～

令和7年3月
戸田市

計画の概要

計画策定の背景及び趣旨

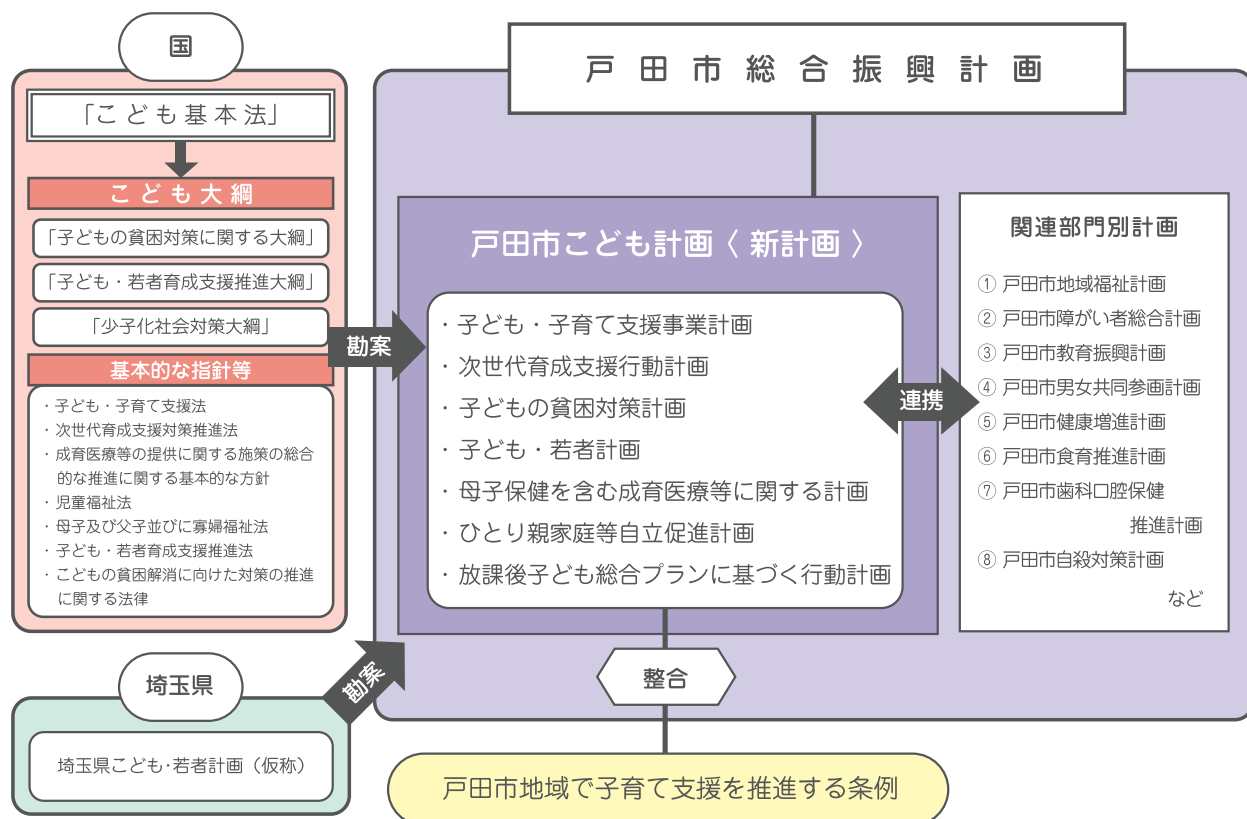
わが国では、現在、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからず、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立等、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

こうした現状を踏まえ、国では、こどもに関する取り組みや政策をわが国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。同じく令和5年4月から、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための法律として「こども基本法」が施行されました。

本市においては、国のこども大綱やこども基本法を勘案するとともに、令和6年3月に制定された「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」の考えを踏まえ、地域全体で子育てを応援し、誰ひとり取り残されることなく、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、現行計画に新たに少子化対策等の内容を加え、こども施策を総合的に推進するために「戸田市こども計画」を策定します。

位置づけと計画期間

本計画の期間は、法律に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間です。



市の現状と課題

市の現状

0歳から18歳までの人口は、減少傾向にあり、特に「0～5歳」人口の減少が顕著となっています。

(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～5歳	9,200	9,021	8,807	8,131	7,691	7,276	6,942
6～11歳	8,131	8,283	8,383	8,490	8,469	8,354	8,178
12～18歳	8,882	8,833	8,891	8,941	9,007	9,204	9,399

主要課題

課題1

少子化、晩婚化などへの対策

婚姻数や出生数が減少する中、結婚・出産の希望が叶えられない大きな理由として、仕事の問題、経済的事情、適当な相手にめぐり合わないことなどが挙げられています。

課題2

社会問題化しているこどもの犯罪被害、虐待、自殺などへの対策

インターネット利用の低年齢化が進み、こどもの犯罪被害が社会問題となっています。また、児童虐待相談件数、こどもの自殺者数も全国的に増加傾向にあります。

課題3

こども基本法の理念の実現

こども基本法が施行され、法の基本理念にのっとり、こどもの状況に応じた施策を策定、実施することが地方公共団体の責務となりました。

課題4

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

調査結果によると、市の子育て支援施策に期待すること・重要なことについて、「教育・保育サービスの費用負担や学費など経済的支援の充実」を望む保護者が5割弱います。

課題5

悩みごと等への支援

調査結果によると、悩みや困りごとについては、「勉強や成績のこと」、「将来のこと」が多くなっています。また、悩みや困りごとがあったときの相談相手について、「相談しない」こどもが約2割います。

課題6

こどもの居場所・遊び場の確保・充実

調査結果によると、8割以上のこどもが、戸田市内で実施しているこどもの居場所について、「どこでやっているか分からない」、「利用していない」と回答しています。

課題7

生活困難世帯に対する支援制度利用の促進

調査結果によると、中央値2分の1未満の方の約半数は、就学援助等の支援制度を利用しているが、制度によって認知されていない制度や手続き、利用しにくいからの理由で利用されていない制度があるため、今後制度及び対象条件や内容等について啓発していくことが求められます。

課題8

ヤングケアラーへの支援に必要な取組

調査結果によると、ヤングケアラー専用の相談窓口や家事支援の整備を強化し、家族や本人が必要な時に手軽に相談できる環境づくりや、小学生、中学生を含むヤングケアラーとその家族が利用しやすい支援サービスを提供することが求められています。

課題9

結婚を希望する人への支援

調査結果によると、約6割の人が、現在、交際しているパートナーがいないと回答しており、交際していない理由については、約5割の人が「出会う機会がないから」と回答しています。

課題10

こどもの居場所の認知度の向上

アンケートの結果や「戸田市子ども会リーダー研修会」での話し合いにおいて、こどもの居場所の認知度が低いという意見があったため、こどもの居場所サイトやネットワークを通じた周知が必要です。

課題 11	こども・子育て支援について 現在も保育士が不足していることから、保育士の確保と定着化を図るとともに、保育の質の維持・向上を図っていく必要があります。
課題 12	学校との連携づくり 幼稚園、保育園と小学校との連携については、更なる連携強化が求められています。
課題 13	こども・若者の育成支援 こども・若者に対して地域での居場所や多様な社会体験、多世代と交流できる場の提供などの充実がより一層求められています。

計画の基本的な考え方

基本理念

地域でつくるこどもが輝くまち とだ

本計画では、令和5年4月施行の「こども基本法」や令和5年12月施行の「こども大綱」をもとに、本市の「戸田市地域で子育て支援を推進する条例」を踏まえ、基本理念は、「地域でつくるこどもが輝くまち とだ」とします。

基本目標

目標1	こどもの権利擁護、意見の反映
目標2	居場所づくり、社会的活動の参画支援
目標3	親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援
目標4	「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援
目標5	児童虐待防止・社会的養育の充実
目標6	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
目標7	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進
目標8	結婚・出産の希望実現
目標9	「子育て」と「子育て」の支援
目標10	未来を切り拓くこども・若者の支援
目標11	こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援
目標12	ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進

施策の体系

基本目標		施策の方向	対象時期
Ⅰ ライフステージを通した施策			
1	こどもの権利擁護、意見の反映	(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり (2) こども等が意見を表明する機会の確保	共通
2	居場所づくり、社会的活動の参画支援	(1) こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援 (2) 戸田市放課後児童対策プランの推進 (3) 社会形成への参画支援	
3	親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援	(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援 (2) 医療的な配慮が必要な児童への支援	
4	「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	(1) 「こどもの貧困」対策の推進 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 障がいなどのあるこどもへの支援 (4) ヤングケアラーへの支援 (5) ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援	
5	児童虐待防止・社会的養育の充実	(1) こどもを虐待から守る地域づくり (2) 社会的養育の充実	
6	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	(1) こども・若者の自殺対策 (2) インターネット対策の推進 (3) 青少年の健全育成	
7	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	(1) こどもまんなか社会づくりの推進 (2) 子育てに関する相談体制、情報提供の充実 (3) 男女共同参画に関する相談体制の充実	
Ⅱ ライフステージ別の施策			
8	結婚・出産の希望実現	(1) 結婚を望む人への支援	青年期
		(2) 不妊・不育症に悩む人への支援	妊娠期
9	「子育て」と「子育て」の支援	(1) 質の高い幼児教育・保育の充実	乳幼児期
		(2) 子育て・生活の支援	乳幼児期
		(3) 学校教育の充実	学童期
10	未来を切り拓くこども・若者の応援	(1) 若者の職業的自立、就労等支援	青年期
Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策			
11	こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	(1) 分野横断的な支援人材の育成 (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進	
12	ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進	(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成 (2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進	

子ども・子育て支援事業の充実

幼児期の教育・保育施設の整備

幼児期の学校教育・保育事業について、計画年度の施設利用量の見込みと確保の内容は以下のとおりです。

(単位：人)

計画年度	利用者区分		① 量の 見込み	②確保提供量				②計	②－①
				特定教育・ 保育施設※	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
令和7年度	1号認定		1,386	223	2,365			2,588	1,202
	2号認定	学校教育を希望		2,200			0	2,200	396
		上記以外	1,804						
	3号認定	0歳児	224	285		51	4	340	116
		1歳児	571	549		88	6	643	72
		2歳児	596	636		91	6	733	137
	計		4,581	3,893	2,365	230	16	6,504	1,923



令和11年度	1号認定		1,337	223	2,365			2,588	1,251
	2号認定	学校教育を希望		2,200			0	2,200	459
		上記以外	1,741						
	3号認定	0歳児	230	273		51	4	328	98
		1歳児	655	561		88	6	655	0
		2歳児	699	636		91	6	733	34
	計		4,662	3,893	2,365	230	16	6,504	1,842

※特定教育・保育施設とは、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量 （内容）	給付を受ける 施設・事業
1号認定こども	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定こども以外のもの （第19条第1項第1号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定こども	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定こども	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの （第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

※ 支給要件（ ）内は、子ども・子育て支援法における規定。

地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業について、計画年度の利用量の見込みと確保の内容は以下のとおりです。

事業名		項目	令和7年度		令和11年度	単位
利用者支援事業	確保提供量	基本型	1		1	か所
		地域子育て相談機関	1		6	
		特定型	1		1	
		こども家庭センター型	1		1	
子育て支援センター、親子ふれあい広場、戸田公園駅前子育て広場、さんさん広場、わんぱくタイム		量の見込み	39,763		44,766	延べ利用人数：人日
		確保提供量	39,763		44,766	
妊婦健康診査事業		量の見込み	1,230		1,264	人
		確保提供量	1,230		1,264	
こんにちは赤ちゃん訪問事業		量の見込み	1,230		1,264	人
		確保提供量	1,230		1,264	
養育支援訪問事業		量の見込み	1		1	人
		確保提供量	1		1	
ショートステイ事業		量の見込み	60		80	延べ利用人数：人日
		確保提供量	252		252	
トワイライトステイ事業		量の見込み	650		850	延べ利用人数：人日
		確保提供量	2,400		2,400	
ファミリー・サポート・センター事業		量の見込み	2,445		2,957	延べ利用人数：人日
		確保提供量	2,445		2,957	
一時預かり事業（幼稚園型）		量の見込み	28,065		27,081	延べ利用人数：人日
		確保提供量	28,065		27,081	
一時預かり事業（幼稚園型を除く）	一時保育事業	量の見込み	5,521		5,728	延べ利用人数：人日
		確保提供量	27,840		27,840	
	戸田公園駅前子育て広場一時預かり	確保提供量	1,440		1,440	延べ利用人数：人日
延長保育事業		量の見込み	473		490	延べ利用人数：人
		確保提供量	473		490	
病児・病後児保育事業		量の見込み	201		187	延べ利用人数：人日
		確保提供量	2,880		2,880	
緊急サポートセンター		確保提供量	221		267	延べ利用人数：人日
学童保育室事業		量の見込み	2,045		2,143	人
		確保提供量	2,356		2,356	
妊婦等包括相談支援事業【新規項目】		量の見込み	3,690		3,792	回
		確保提供量	3,690		3,792	
乳児等通園支援事業【新規項目】		量の見込み	-		1,032	延べ利用人数：人日
		確保提供量	-		1,032	
産後ケア事業【新規項目】		量の見込み	2,870		2,949	延べ利用人数：人日
		確保提供量	2,870		2,949	
子育て世帯訪問支援事業【新規項目】		量の見込み	344		344	延べ利用人数：人日
		確保提供量	344		344	
児童育成支援拠点事業【新規項目】		量の見込み	1.5		1.5	人
		確保提供量	-		-	
親子関係形成支援事業【新規項目】		量の見込み	10		9	人
		確保提供量	10		9	

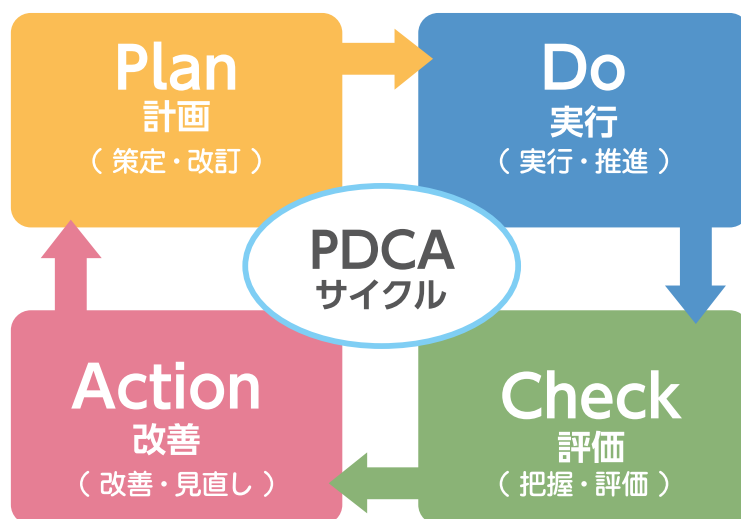
計画の推進

計画の進行管理

5年という短期間で実効ある計画の推進を図るため、庁内推進体制の整備のほか、PDCAサイクルのプロセスに基づき、事業ごとの進行状況を定期的に※「戸田市児童福祉審議会」に報告し、チェックを受けるものとします。

また、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

※令和7年10月「戸田市こども・子育て会議」に改組予定。



計画の進行状況の公表

計画の進行状況を、毎年ホームページ等で市民にわかりやすく公表します。

国・県への要望

こども・子育て支援は、国、県、市が一丸となって取り組むべき課題であり、必要に応じ、施策の拡充を国、県に要望していきます。



戸田市こども計画（概要版）

発行年月：令和7年3月

発行：戸田市

〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

TEL 048-441-1800（代表）

FAX 048-432-8510

URL <http://www.city.toda.saitama.jp/>

戸田市こども版パブリック・コメントについて

こども健やか部子育て支援課

関係法令

◆こども基本法 第11条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

◆戸田市地域で子育て支援を推進する条例 第15条

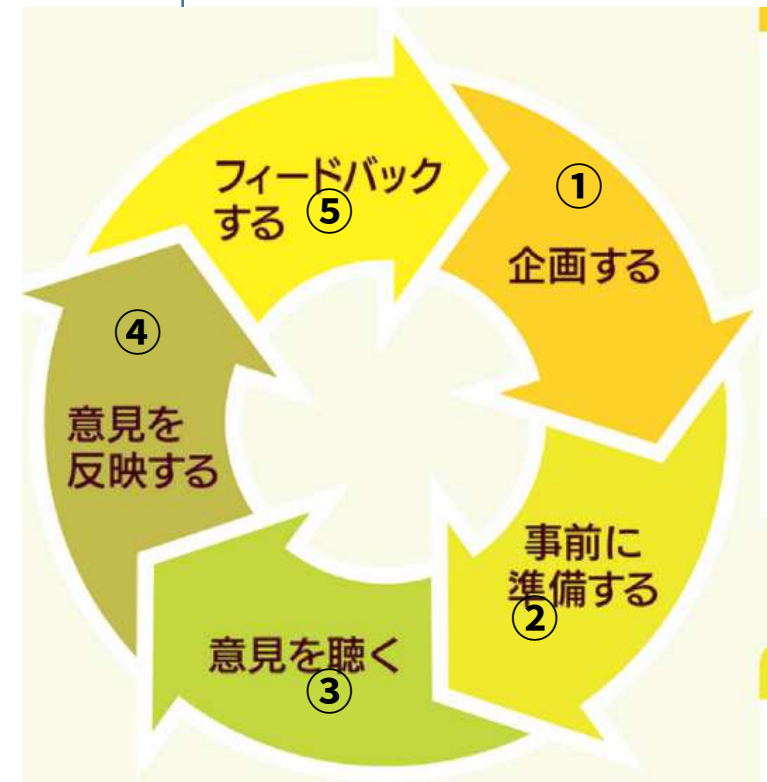
市、地域住民等、学校等及び事業者は、こどもが社会の一員として自らの考え又は意見を表明する場を提供するなど、社会に参加する機会を設けるとともに、こどもの考えや意見を尊重し、こどもの主体的な社会活動を支援するよう努めるものとする。

◆戸田市こども計画 基本目標1（2）

こども基本法に則り、こども等とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、こども等が社会の課題を自らのものとして考えることができるよう、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会が確保されるよう取り組みます。

令和7年度スケジュール（予定）

- ①庁内テーマ募集・選定（7月）
- ②テーマ担当課に資料作成依頼
子育て支援課で投稿フォーム準備（7月～8月上旬）
- ③意見聴取実施
ネット版：こども・若者意見ポスト
8月中旬～9月中旬
※C4eHで周知、広報HPに掲載
（集計～9月下旬結果共有）
リアル版：こども・若者意見ミーティング
9月21日（日）
※戸田市子ども会育成連合会の協力
（集計次第結果共有）
- ④担当課においてこども意見の活用（9月下旬～）
予算要求への反映に活用
制度設計への反映に活用
- ⑤意見活用の結果のフィードバック
3月議会（常任委員会報告）後にHP掲載予定



国ガイドラインより

スマートフォンやパソコン
から、かんたんにポスト
(投稿) できます。



とだし
戸田市

たくさんのご意見を
お待ちしております

こども・わかもの 意見ポスト

8月15日(金)～9月21日(日)

みなさん、「こどもまんなか社会」って聞いたことがありますか。こどもや子育て中の人たちをみんな
で応援する社会のことを言います。戸田市では、こどもまんなか社会を目指し、みなさんが暮らし
やすいまちにしていくなために、いろいろなことをしています。まちを、もっと住みやすくするために、
「こども・わかもの意見ポスト」では、みなさんが思っている意見やアイデアを募集しています。

募集の内容

意見募集のテーマ（戸田市の
いいところを教えてください。
図書館でどんなことがし
たいですか？など）は、
戸田市のホームページを見て
ください。

ポストの方法

戸田市のホームページから
応募してください。二次元
コードからアクセスできま
す。



意見の反映

みなさんの意見やアイデアが
戸田市の取り組みにどのよう
に使われたのか、3月末ごろ
にホームページでお知らせし
ます。

応募できる人

戸田市に住んでいる18才未満の人

アイデア・意見



YOSA
こども・
わかもの
意見ポスト

わからないことがあれば、戸田市役所子育て支援課（048）441-1800【内線462】に電話してください。
「こども・わかもの意見ポストについて聞きたい」と伝えてください。メールアドレスはホームページに載っています。

「こども・わかもの意見ポスト」の応募テーマ一覧

所属課	テーマ	想定する設問	対象年齢	意見数（件）
市長公室	行政の発信するSNSの活用について	- 行政（市や県）のSNSをみたことがありますか。 - ある場合、どのSNSで見ましたか。	中高校生	5
共創企画課	自分ならどんな「まち」にしたい？～戸田市の総合振興計画について～	- 戸田市のいいところを教えてください。 - 変わってほしい（悪い）ところを教えてください。 「こんなまちになってほしい！」を教えてください。	すべて	66
生涯学習課	学校以外での学びや活動について	- 学校から帰った後や休みの日はどんなことをして過ごしていますか。 - 新たにチャレンジしてみたいこと、やってみたいことはどんなことですか。	すべて	32
生涯学習課	戸田市立図書館について （戸田市立図書館は、中央図書館、上戸田分館、美笹分室、下戸田分室、下戸田南分室があります）	- 図書館でどんなことがしたいですか - 図書館でどんな本を借りたいですか - 図書館にどんなサービスがあるといいですか	すべて	22
生涯学習課	彩湖自然学習センターについて	- 彩湖自然学習センターでどんな内容の講座を希望しますか - どのような展示があったら見に来たいですか	すべて	29
都市計画課	北戸田駅西口駅前のまちづくりについて	- 北戸田駅西口駅前に新しく欲しい施設（カフェ、本屋等）はありますか。その理由も教えてください。 - 北戸田駅を利用しない人も、駅周辺に行ってみたいと思うには、何が必要（何が足りない）と思いますか。その理由も教えてください。 - 令和8年2月末に、北戸田駅西口駅前に人工芝エリア（長さ50m×幅14m）が完成します。あなたがイベントを主催する場合、何を実施したいと思いますか。その理由も教えてください。	小学生（高学年）～高校生	30
まちづくり区画整理室	北戸田駅周辺のまちづくりについて	北戸田駅に向うJR埼京線沿い道路を新しくする予定です。「車」が利用する道路から「人」が利用する道路にするために必要なものを絵にしてください。	小学生（高学年）	59 （対面式）
文化スポーツ課	文化芸術に対する関心について	- 文化芸術に興味ありますか。 - 何に興味がありますか。 - 何で情報を手に入れていますか。 - 文化祭、市展を知っていますか。 - 文化祭、市展に行ったことがありますか。 - 興味がない人にどうやったら興味を持ってもらえると思いますか。（自由記述）	すべて	18
子育て支援課	こども向け専用サイトにほしい機能について	- インターネットのサイトやホームページを見ると、何をしますか。 - 皆さんが普段よく使うサイトやホームページはどんな工夫がありますか。	すべて	29

こども計画（2025～2029） 1.2の基本目標に掲げられた各事業の進捗管理シート

【基本目標】0.1 こどもの権利擁護、意見の反映

【施策】（1）こどもの人権が尊重される社会環境づくり

【事業名】戸田市地域で子育て支援を推進する条例の推進（こども計画79ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
地域社会で、市、地域住民などそれぞれが役割を担い、こどもたちが元気に自分らしく成長することができるよう、地域で一体となって子育てを応援する	条例に掲げる各主体ごとの役割の理解促進を図るため、ホームページ等での周知や関係機関への働きかけを行う。（子育て支援課）	理解促進につながる取組みを毎年度、新たに1要素追加していく。	評価					

【基本目標】0.1 こどもの権利擁護、意見の反映

【施策】（2）こども等が意見を表明する機会の確保

【事業名】こども版パブリック・コメント（こども計画79ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
こどもの意見表明を通じ、こどもが地域に愛着を育み、社会の一員として自己実現を図る	対面型の「こども・わかもの意見ミーティング」、非対面型の「こども・わかもの意見ポスト」を毎年度実施するため、各所属にテーマ設定を働きかける。（子育て支援課）	対面型の設定テーマ1以上、非対面型の設定テーマ5以上。	評価					

【基本目標】0.2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

【施策】（1）こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援

【事業名】こどもの居場所づくり（こども計画80ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、学びや、多様な体験活動外遊びなどの機会の提供	こどもの居場所ネットワークの活動を協力機関として支援する。（子育て支援課）	事務局（社会福祉協議会）をサポートしてネットワークを活性化する役割として、協力機関である市に年間3団体以上、参加団体からの相談に対応する。	評価					
	児童センター（地域子育て支援拠点事業）（児童青少年課）	各児童センターにおいて、未就学児を対象とした地域子育て支援拠点事業を週3～4日実施し、職員が見守るなかで、遊びを体験する機会を提供する。	評価					
	青少年の居場所（児童青少年課）	放課後に、子ども達が安心して過ごせる居場所を提供する。	評価					
	青少年の広場（児童青少年課）	子どもたちが安全にボール遊びができる広場の管理・運営を行い、心身の健全な育成を促す。	評価					
	地域の方々とのワークショップでご意見を伺いながら、順次、公園の大規模リニューアルやボール遊びができる拠点整備に取り組む。（みどり公園課）	子どもが歩いて行ける場所にボール遊びができる拠点の設置を目指し、小学校区ごとにボール遊びが出来る空間を整備する。	評価					
	公民館こども向け講座の実施（生涯学習課）	各館、年間2回以上実施する。	評価					

	図書館こども向けイベントの実施（生涯学習課）	戸田市立図書館全体で135回以上実施する。	評価					
	郷土博物館こども向けの講座の実施（生涯学習課）	年間5回以上実施する。	評価					
	彩湖自然学習センターこども向けの講座の実施（生涯学習課）	年間5回以上実施する。	評価					

【基本目標】 0 2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

【施 策】（1）こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援

【事 業 名】遊び場開放事業（こども計画 8 0 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
戸田市立小学校校庭を学校教育に支障のない範囲で利用し、幼児及び児童の遊び場の確保を図ることを目的として「遊び場開放」を実施	市内に住所を有する幼児及び児童（同伴する保護者を含む。）を対象とした市内12の小学校における校庭の開放を実施する。（令和5年度制度改正により学校休業日以外の日も開放。）文化スポーツ課	市内に住所を有する幼児及び児童（同伴する保護者を含む。）を対象とした市内12の小学校における校庭の開放を継続して実施する。	評価					

【基本目標】 0 2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

【施 策】（2）戸田市放課後児童対策プランの推進

【事 業 名】戸田市放課後児童対策プランの推進（こども計画 8 0 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
「戸田市放課後児童対策プラン」に基づき、放課後児童対策を推進	学童保育室（児童青少年課）	待機児童の解消	評価					
	放課後子ども教室（児童青少年課）	市内小学校12校での継続実施	評価					

【基本目標】 0 2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

【施 策】（3）社会形成への参画支援

【事 業 名】青少年団体の活動支援（こども計画 8 4 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
地域で誰もが参加でき、多様な体験学習・異年齢交流の場の機会を提供する青少年団体の活動を支援	青少年団体連絡協議会の推進（三市の船事業への協力）（児童青少年課）	青少年団体連絡協議会と連携協力し、青少年の健全育成を推進する。三市の船事業を通じ、次世代のリーダーの育成を図る。	評価					
	市内各青少年関連団体への活動支援（補助金の交付）（児童青少年課）	市内の各青少年関連団体及び事業に対し、補助金を適切に交付することで、団体の活動を支援し、青少年の健全育成を図る。	評価					

【基本目標】 0 2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

【施 策】 (3) 社会形成への参画支援

【事 業 名】 青少年健全育成事業（こども計画 8 4 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
青少年の健全育成と非行防止のための活動の充実を図り、青少年が社会的に自立した個人として成長するよう支援	補導員協議会との連携協力（児童青少年課）	各種イベントにおける補導員活動の実施により、青少年の非行防止を図る。	評価					
	成人式・はたちの集い実行委員会の運営（児童青少年課）	はたちの集い実行委員会で自主的にイベントを企画・運営できるようサポートすることで、社会人としての自覚と成長を促す。	評価					
	居場所スタッフの安定的確保（児童青少年課）	各会場に居場所スタッフが常時3～4名配置され、多様なニーズにこたえられる体制を整える。	評価					

【基本目標】 0 2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

【施 策】 (3) 社会形成への参画支援

【事 業 名】 関係機関や地域との連携・協働の促進（こども計画 8 4 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
家庭・学校・地域・行政、それぞれが責任を果たしながら、関係機関や地域の方々との連携・協働を促進	相談機関の設置・関係各課との連絡調整（児童青少年課）	児童センターに地域子育て相談機関を設置し、地域の子育て世帯の相談窓口となることで、地域との繋がりを深め、安心して子育てができる環境づくりを目指す。	評価					
	児童センターにおける地域連携（運営委員会への参加・情報交換）（児童青少年課）	児童センターが中心となって運営委員会を開催することで、地域・学校・行政が一堂に会し、スムーズな関係性を構築し、様々な問題を解決できる体制を整える。	評価					

【基本目標】 0 3 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施 策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事 業 名】 プレコンセプションケアの推進（こども計画 8 6 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
将来の妊娠やからだの変化に備えた、健康に関する正しい知識の普及啓発	女性の健康週間等のイベントでの周知（福祉保健センター）	開催回数 1 回	評価					

【基本目標】 0 3 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施 策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事 業 名】 妊婦健康診査事業（こども計画 8 6 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため健康診査を実施	妊婦健康診査等を関東圏内の委託医療機関等にて受けられるようにすることと、委託医療機関以外では、償還払いにより助成する（親子健やか室）	妊婦全員が、妊婦健診等の公費負担を受けやすい体制を整える。委託医療機関における1回目の請求数に、償還払いの請求者を加えた人数が、妊娠届出数を上回る。	評価					

【基本目標】 0 3 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施 策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事 業 名】 妊婦保健指導 (こども計画 8 6 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
電話・面接・訪問等による妊娠中から産後の育児まで必要な支援の提供	妊娠届出時、全ての妊婦に保健師が面談を行い、妊娠・出産・子育てに関する相談を実施。支援が必要な妊婦に対し、関係機関と連携して保健指導を実施する。(親子健やか室)	妊娠・出産に関する知識を習得し、不安なく安心して出産を迎えることができる。心身の健康を保持し、安心・安全に出産を迎えることができる。	評価					

【基本目標】 0 3 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施 策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事 業 名】 産前産後支援ヘルプサービス (こども計画 8 6 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
妊産婦のいる家庭に家事・育児を支援するヘルパーを派遣	サービス提供事業者を安定的に確保し、産前産後支援ヘルプサービス事業を実施して、妊産婦の負担軽減ニーズに応える。(子育て支援課)	年間利用時間数：延べ2,300時間	評価					

【基本目標】 0 3 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施 策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事 業 名】 産後ケア事業 (こども計画 8 6 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
産後1年未満の産婦及び乳児を対象に、心身のケアや育児相談などの支援を「居宅訪問型」、「通所型」、「短期入所型」の種別で実施	産後ケアを希望する対象者に対し、助産師等の専門職が産後の心身のケアや育児相談などの支援を行う。市内及び近隣の産科医療機関及び助産所等に委託して事業を実施する。(親子健やか室)	産後の心身の安定と育児不安の解消を図る。また、母親の孤立を防ぎ、安心して子育てができる環境の整備を図る。	評価					

【基本目標】 0 3 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施 策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事 業 名】 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) (こども計画 8 6 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
産婦と赤ちゃんの健康の確認と子育て支援のために、助産師・保健師等による家庭訪問を実施	原則として生後4か月を迎えるまでのすべての乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、必要な保健指導等を行う。支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。(親子健やか室)	子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなぐことで、子育ての孤立を防ぐ。	評価					

【基本目標】 03 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事業名】 子育て相談ルーム (こども計画 86 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
妊娠中や産後の心配事、就学前までの児の健康、子育ての悩み等に母子保健コーディネーターが、来所・オンライン面談で相談を実施	妊産婦、乳幼児とその保護者を対象とし、健康・発達等の相談対応、支援プランの作成、関係機関との連絡調整等を実施する。(親子健やか室)	妊娠期から子育て期にわたるさまざまな悩み等の解消を図るとともに、切れ目のない支援の体制を強化する。	評価					

【基本目標】 03 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事業名】 乳幼児健診 (こども計画 86 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
疾病の早期発見、発達の促進、育児支援などを目的に、4 か月児・1 歳児・1 歳 8 か月児・2 歳 6 か月児 歯科健診・3 歳 6 か月児・5 歳児発達健診などを実施	疾病の早期発見、発達の促進、育児支援などを目的に、4 か月児・1 歳 8 か月児・2 歳 6 か月児 歯科・3 歳 6 か月児健診・5 歳児発達健診などを実施する。(親子健やか室)	より多くの乳幼児が受診し、疾病の早期発見、多職種が連携した保健指導及び行政サービスの提供をする。	評価					

【基本目標】 03 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事業名】 乳幼児保健指導 (こども計画 86 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
乳幼児の健康、子育てなどについて、面接や電話等で必要な支援を提供	産婦・新生児訪問等で、子育て等に関する相談を実施。関連機関と連携しての保健指導の実施や、支援体制の調整を行う。(親子健やか室)	子育て等に関する相談対応・情報提供、関連機関と連携しての支援を行うことで、安心して子育てができる環境を整える。	評価					

【基本目標】 03 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事業名】 乳幼児歯科保健指導 (こども計画 86 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
むし歯予防、歯みがきの方法、フッ化物歯面塗布を健診や依頼事業等で歯科衛生士が実施	乳幼児健診や依頼事業で、むし歯予防、歯みがきの方法についての正しい知識の普及啓発を実施。乳幼児健診ではフッ化物歯面塗布を実施。(親子健やか室)	むし歯予防・歯みがき方法についての正しい知識を習得することができる。3 歳児でむし歯のない児の割合、90%台を維持することができる。	評価					

【基本目標】 03 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事業名】 発達相談 (こども計画 86 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
発達の問題について、専門職による発達検査や相談の実施	専門職 (心理士・理学療法士・言語聴覚士) による検査や相談の実施。小集団グループで児・保護者の関わりの観察を実施。(親子健やか室)	児の特性を理解し、適切な支援や関係機関に繋ぐことができる。	評価					

【基本目標】 03 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事業名】 栄養相談（こども計画86ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
管理栄養士等による栄養や食生活の相談を実施	乳幼児健診や個別相談で、管理栄養士による栄養や食生活の相談を実施。（親子健やか室）	食事に関しての正しい知識を習得し、児の成長に合わせた食事を進めることができる。	評価					

【基本目標】 03 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事業名】 予防接種事業（こども計画86ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
・五種混合・麻しん、風しんなどの定期予防接種及び接種勧奨の実施 ・予防接種スケジュール管理システムの運営管理	小児を対象とする各種定期予防接種の実施及び予防接種勧奨はがきの発送（福祉保健センター）	定期予防接種を希望するもののうち、予防接種対象時期における接種完了率100%	評価					
	予防接種スケジュール管理システムの周知（福祉保健センター）	予防接種スケジュール管理システム新規登録者数2,760人／年	評価					

【基本目標】 03 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事業名】 食育（こども計画87ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
家庭との連携の下、食に関する生活習慣の援助を保育計画に基づき実施するとともに、個々の状況に合わせた食事の提供のほか、様々な食材や食文化に触れる機会をもち、楽しい食事の提供を実施	野菜の栽培、クッキング保育の実施。行事食の提供、給食での共食。（保育幼稚園課）	こどもが毎日の生活と遊びを通して、食に係る体験を積み重ね、食に感心を持ち、進んで様々な食べ物を、楽しみながら食べることができる。	評価					
	園児がバランスの取れた給食献立を考え、給食で提供する。給食を通して食事マナーや空腹感ある生活リズムの話題を提供する。食事の準備、配膳、片付けを自分で行う。（保育幼稚園課）	健康・安全などの食生活に必要な基本的な生活習慣や態度を身に付け、家庭でも実践できるようになる。	評価					

【基本目標】 03 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事業名】 乳幼児揺さぶられ症候群の予防（こども計画87ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
乳幼児揺さぶられ症候群発症の危険性とその予防対策について、保護者に情報提供	ババママ教室や新生児訪問、子育て相談ルームにおいて乳幼児揺さぶられ症候群に関するリーフレットを配付し、正しい知識の普及啓発を実施する。（親子健やか室）	保護者が揺さぶられ症候群の危険性を理解し、適切な対応を学ぶことができる。	評価					

【基本目標】 03 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施策】 (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

【事業名】 事故防止等についての知識の普及 (こども計画 87 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
乳幼児健診や相談の場において、事故防止・乳幼児突然死症候群の知識の普及・啓発	新生児訪問・乳幼児健診・子育て相談ルーム・家庭訪問の相談の場において、リーフレットに配布や注意喚起等で、正しい知識の普及啓発を行う。(親子健やか室)	保護者が事故の危険性を理解し、適切な対応を学ぶことができる。	評価					

【基本目標】 03 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施策】 (2) 医療的な配慮が必要な児童への支援

【事業名】 病児・病後児保育事業 (こども計画 87 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
満12歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童で病気又は病気回復期のため、安静の確保に配慮が必要で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭保育が困難な時期、児童を専門施設で一時的に保育	病児保育室の市民への周知を図り、病児・病後児保育の利用を促進 (保育幼稚園課)	児童の病気又は病気回復期において、集団保育が困難な児童の預け先として働く親の子育て支援を図	評価					
	病児・病後児保育実施施設職員を対象とした連絡会を開催する。(保育幼稚園課)	市民のニーズに対応するため、病児・病後児保育事業内容の更なる充実を図る。	評価					

【基本目標】 03 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施策】 (2) 医療的な配慮が必要な児童への支援

【事業名】 乳幼児保健指導 (再掲) (こども計画 87 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
乳幼児の健康、子育てなどについて、面接や電話等で必要な支援を提供	産婦・新生児訪問等で、子育て等に関する相談を実施。関連機関と連携しての保健指導の実施や、支援体制の調整を行う。(親子健やか室)	子育て等に関する相談対応・情報提供、関連機関と連携しての支援を行うことで、安心して子育てができる環境を整える。	評価					

【基本目標】 03 親と子の健康・医療的な配慮が必要な児童への支援

【施策】 (2) 医療的な配慮が必要な児童への支援

【事業名】 特別支援保育 (障がい児保育) (こども計画 87 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
特別支援保育 (医療的ケア児の保育を含む) の環境の整備及び専門的な研修の実施	幼稚園・保育施設等の職員を対象に、障がいについての理解を深めるための研修の促進。(保育幼稚園課)	特別な配慮を必要とする乳幼児の様態や成長に合わせた支援の充実を図る。	評価					

【基本目標】 04 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施策】 (1) 「こどもの貧困」対策の推進

【事業名】 子どもの学習支援事業（こども計画88ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ひとり親家庭や生活困窮世帯の児童・生徒への学習機会の充実、自立に向けた学習支援を実施	市内在住の生活困窮世帯の小学生及び中学生並びに高校生世代を対象とした学習支援を行う。（生活支援課）	最終的な姿：生活困窮世帯の子どもたちに対する無料の勉強会の実施により、学習習慣の定着や勉強の苦手意識の克服を目指す。 目標値：学習支援教室への出席者数 延べ参加人数 200人	評価					
	ひとり親家庭等の小学生から高校生を対象に学習支援を2か所で実施。（親子健やか室）	ひとり親家庭等における子どもの学習を支援し、学校教育における子どもの学習に不安を感じる父母の負担を軽減することで生活の安定と向上につながる。	評価					

【基本目標】 04 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施策】 (1) 「こどもの貧困」対策の推進

【事業名】 子どもの学習支援事業補助金事業（こども計画88ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ひとり親家庭等の中3・高3のこどもに対し、大学や模擬試験の受験料を補助	ひとり親家庭や生活困窮世帯の中3・高3生に大学や模擬試験の受験料の補助の実施。（親子健やか室）	ひとり親世帯等における子どもの模擬試験や受験料の補助を支援し、父母の経済的負担を軽減することで生活の安定と向上につながる。	評価					

【基本目標】 04 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施策】 (1) 「こどもの貧困」対策の推進

【事業名】 子どもの第三の居場所事業（こども計画88ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
生活や学習等の環境に困難を抱える児童・生徒を対象に、学習支援、生活習慣の指導などを実施	生活や学習等の環境に困難を抱える児童・生徒を対象に、学習支援、生活習慣の指導などを実施。（親子健やか室）	生活や学習等の環境に困難を抱える子どもへの支援のための居場所を提供することで、一人一人が将来の自立につながる力を身につけることができる。	評価					

【基本目標】 04 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施策】 (1) 「こどもの貧困」対策の推進

【事業名】 公営住宅等の情報提供（こども計画88ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
公営住宅等の情報提供を実施	公営住宅等の情報提供（建築住宅課）	ホームページ等を活用して、広く周知する。	評価					

【基本目標】 04 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施策】 (1) 「こどもの貧困」対策の推進

【事業名】 自立相談支援事業（生活自立相談センター）（こども計画88ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
主に生活困窮世帯を対象に個々の状況に応じて、自立に向けた段階的な就労支援を行います。	ハローワーク等の関係機関と連携し、支援員が相談者の就労支援を行う。（生活支援課）	最終的な姿：相談者への段階的な支援により一般就労ができ、経済的に自立した生活ができるようになる。 目標値：就労や就労収入の増加につながった相談者数 10人	評価					

【基本目標】 04 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施策】 (1) 「こどもの貧困」対策の推進

【事業名】 ふるさとハローワークでの職業相談事業（こども計画88ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ふるさとハローワーク相談員による求人・就職に関する相談や職業紹介など個々の就職活動の支援の実施	ふるさとハローワーク相談員による就職活動支援（経済戦略室）	1年に30名以上の就職決定者（～39歳までの者）	評価					

【基本目標】 04 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事業名】 児童扶養手当事業（こども計画88ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ひとり親家庭または父母に一定の障がいがある方で、18歳の年度末までの子（障がいのある子については20歳未満）を養育している方を対象に手当を支給	対象者からの申請の審査、認定を行い、支給対象者には手当を円滑に支給する。（子育て支援課）	手当を年6回支給し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を行う。	評価					

【基本目標】 04 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事業名】 遺児手当事業（こども計画89ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
生計維持者を亡くし、18歳の年度末までの子を養育している方を対象に手当を支給	対象者からの申請の審査、認定を行い、手当を円滑に支給する。（子育て支援課）	手当を年2回支給し、遺児がいる家庭の生活の向上及び福祉の増進を行う。	評価					

【基本目標】 04 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事業名】 ひとり親家庭等医療費支給事業（こども計画89ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ひとり親家庭等に対する経済的援助として、医療費の一部負担金等を助成（所得制限あり）	対象者からの申請の審査、認定を行い、対象者には受給者証の交付、医療費の支給を実施する。（子育て支援課）	医療費の支給により、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減及び福祉の増進を実施する。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事 業 名】 ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成事業（こども計画 8 9 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
住居の取壊し等により市内転居した場合、転居前と転居後の家賃差額を助成（限度額あり）	住居の取壊し等により市内転居した場合、転居前と転居後の家賃差額を助成（限度額あり）（親子健やか室）	住居の取壊し等により居住の継続が困難となったひとり親世帯への居住の安定と福祉の向上を図る。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事 業 名】 ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業（こども計画 8 9 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
賃貸契約をする際の債務保証制度の保証料を助成（限度額あり）	賃貸契約をする際の債務保証制度の保証料を助成（限度額あり）（親子健やか室）	ひとり親世帯が賃貸契約をする際の債務保証制度の保証料を助成することで、居住の継続が保証され、福祉の向上に資する。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事 業 名】 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業（こども計画 8 9 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
就業を支援するため、指定された教育講座を受講した場合に受講料の一部を助成し、主体的な職業能力の開発の取り組みを支援	就業を支援するため、指定された教育講座を受講した場合に受講料の一部を助成し、主体的な職業能力の開発の取り組みを支援（親子健やか室）	子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭等の生活の安定と向上につながる。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事 業 名】 ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業（こども計画 8 9 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
就業に有利な看護師・介護福祉士等の資格を取得するために1年以上修業する場合、一定の期間において生活の負担軽減を図るための費用を給付	就業に有利な看護師・介護福祉士等の資格を取得するために1年以上修業する場合、一定の期間において生活の負担軽減を図るための費用を給付（親子健やか室）	子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭等の生活の安定と向上につながる。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事 業 名】 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（こども計画 8 9 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ひとり親家庭の親及びその子を対象に、高卒認定試験講座を修了及び高卒認定試験に合格した場合に、給付金を支給	ひとり親家庭の親及びその子を対象に、高卒認定試験講座を修了及び高卒認定試験に合格した場合に、給付金を支給（親子健やか室）	ひとり親の自立の促進を図り、子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭等の生活の安定と向上に資する。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事 業 名】 ふるさとハローワークでの職業相談事業（再掲）（こども計画 8 9 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ふるさとハローワーク相談員による求人・就職に関する相談や職業紹介など個々の就職活動の支援の実施	ふるさとハローワーク相談員による就職活動支援（経済戦略室）	1年に30名以上の就職決定者（～39歳までの者）	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事 業 名】 母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進（こども計画 8 9 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
個々の家庭状況・職業適性等を把握した上で自立支援プログラムを策定し、ハローワークの「生活保護受給者等就労自立促進事業」の活用を図り、きめ細かな就労支援の実施	個々の家庭状況・職業適性等を把握した上で自立支援プログラムを策定し、ハローワークの「生活保護受給者等就労自立促進事業」の活用を図り、きめ細かな就労支援の実施（親子健やか室）	ひとり親世帯に対し、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を実施することで、自立の促進につなげることが出来る。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事 業 名】 ひとり親家庭等日常生活支援事業（こども計画 8 9 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ひとり親家庭等の親が、疾病等により一時的に家事・育児に支障が生じた場合などに、ヘルパーを派遣	ひとり親家庭等の親が、疾病等により一時的に家事・育児に支障が生じた場合などに、ヘルパーを派遣（親子健やか室）	ひとり親家庭等の親が必要な家事・育児へのサポートを受けられることで福祉の増進が図られる。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事 業 名】 子どもの学習支援事業（再掲）（こども計画 8 9 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ひとり親家庭や生活困窮世帯の児童・生徒への学習機会の充実、自立に向けた学習支援を実施	市内在住の生活困窮世帯の小学生及び中学生並びに高校生世代を対象とした学習支援を行う。（生活支援課）	最終的な姿：生活困窮世帯の子どもたちに対する無料の勉強会の実施により、学習習慣の定着や勉強の苦手意識の克服を目指す。 目標値：学習支援教室への出席者数 延べ参加人数 2 0 0 人	評価					
	ひとり親家庭等の小学生から高校生を対象に学習支援を 2 か所で実施。（親子健やか室）	ひとり親家庭等における子どもの学習を支援し、学校教育における子どもの学習に不安を感じる父母の負担を軽減することで生活の安定と向上につながる。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事 業 名】 子どもの学習支援事業補助金事業（再掲）（こども計画 8 9 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ひとり親家庭等の中3・高3のこどもに対し、大学や模擬試験の受験料を補助	ひとり親家庭や生活困窮世帯の中3・高3生に大学や模擬試験の受験料の補助の実施。（親子健やか室）	ひとり親家庭等における子どもの模擬試験や受験料の補助を支援し、父母の経済的負担を軽減することで生活の安定と向上につながる。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事 業 名】 養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業（こども計画 9 0 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
養育費に関する公正証書等を作成する際の費用を補助	養育費に関する公正証書等を作成する際の費用を補助（親子健やか室）	ひとり親の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、養育費の継続した履行確保を図る。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事 業 名】 養育費の保証促進補助金事業（こども計画 9 0 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
養育費保証契約を締結する際の保証料を補助（限度額あり）	養育費保証契約を締結する際の保証料を補助（限度額あり）（親子健やか室）	養育費を確実に受け取る枠組みを整え、継続した履行確保を図り、もって、ひとり親の福祉の向上につなげる。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (2) ひとり親家庭への支援

【事 業 名】 母子生活支援施設への入所支援（こども計画 9 0 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設への入所対応	母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設への入所対応（親子健やか室）	母子世帯が生活に必要な居室の提供、子育て支援などの相談支援により、安心して生活を送りながら就業等による自立を目指す。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (3) 障がいなどのあるこどもへの支援

【事 業 名】 こどもの発達支援巡回事業（こども計画 9 0 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
市内保育所等への巡回相談の中で、より丁寧な療育的支援・家族支援が必要と判断された児童を対象として支援を実施	発達障害等に関する専門的な知識を有する職員が市内の保育所、保育園等からの求めに応じ、保育士等に対し発達障害等の子ども・保護者への支援手法について助言指導を行う。（障害福祉課）	発達障害等の児童が、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。	評価					

【基本目標】 04 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施策】 (3) 障がいなどのあるこどもへの支援

【事業名】 特別支援保育（障がい児保育）（再掲）（こども計画90ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
特別支援保育（医療的ケア児の保育を含む）の環境の整備及び専門的な研修の実施	幼稚園・保育施設等の職員を対象に、障がいについての理解を深めるための研修の促進。（保育幼稚園課）	特別な配慮を必要とする乳幼児の様態や成長に合わせた支援の充実を図る。	評価					

【基本目標】 04 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施策】 (3) 障がいなどのあるこどもへの支援

【事業名】 発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する支援内容・指導方法の改善（こども計画90ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
就学支援委員会の充実と能力及び特性に応じた支援・指導の充実を図るため、一人ひとりの実態に応じた適切な個別的教育支援計画・指導計画の作成	多様な専門家の委嘱（就学支援委員会の充実）（教育政策室）	教育、医療、心理、福祉など30名以上の様々な分野の専門家を委員として委嘱し、多角的な視点を確保する。	評価					
	保護者との連携強化（就学支援委員会の充実）（教育政策室）	早期就学相談について、市内保育園・幼稚園に周知を図り、年間100件以上の相談を実施する。	評価					
	専門員による指導助言・教育相談の実施（能力及び特性に応じた支援・指導の充実）（教育政策室）	・巡回相談員、特別支援教育アドバイザーを委嘱し、学校からの依頼に応じて派遣し、支援方法について指導助言等を行う。（巡回相談市内各小中学校年2回以上、特別支援教育アドバイザー市内希望小学校のべ100回、市内希望中学校年間のべ60回） ・発達障害に係る専門医による教育相談を2ヶ月に1回実施し、適切な支援について検討したり、保護者の意向に寄り添いながら、必要に応じて外部機関と連携したりする。	評価					
	専門的な教育ソフトを使用した個別的教育支援計画・指導計画の作成（能力及び特性に応じた支援・指導の充実）（教育政策室）	特別支援学級在籍児童生徒及び通級指導を受ける児童生徒について、個別的教育支援計画・指導計画を作成し、年度ごとに見直し、支援・指導について相談、検討を行う。（作成率100%）	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (3) 障がいなどのあるこどもへの支援

【事 業 名】 保育所、幼稚園等への児童観察指導 (こども計画 9 0 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
保育所、幼稚園等からの要請により乳幼児、児童の発達等について観察、把握を行い、保育士、教員、保護者への支援を実施	園からの相談等を受け、特別支援保育実施園に対し、児の観察等を行い一人ひとりに応じた支援の実施。(保育幼稚園課)	発達の特性をとらえ、園全体で家庭支援を行い、安心して園生活が送れるよう支援していく。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (4) ヤングケアラーへの支援

【事 業 名】 ヤングケアラーへの支援 (こども計画 9 1 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
高齢、障がい、疾病等により援助を必要とする家族、友人、身近な人を無償で介護、看護、世話等を行っている 1 8 歳未満のこどもがいる家庭への支援	高齢、障がい、疾病等により援助を必要とする家族、友人、身近な人を無償で介護、看護、世話等を行っている 1 8 歳未満のこどもがいる家庭について、適切なサービス等につなぐ。(親子健やか室)	適切なサービス等につなげることで、ヤングケアラーが抱える介護等の負担を軽減し、孤立を防ぎ、学校生活、社会生活への困難を取り除くための支援が受けられる。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (4) ヤングケアラーへの支援

【事 業 名】 子育て世帯訪問支援事業 (こども計画 9 1 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
家事・育児等の不安・負担を抱える家庭に対し、支援員を派遣	家事・育児等の不安・負担を抱える家庭に対し、支援員を派遣 (親子健やか室)	家庭が抱える不安や悩みの傾聴や、家事・子育て等の支援により養育環境が整うことで、虐待リスクの高まりを未然に防ぐ。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (4) ヤングケアラーへの支援

【事 業 名】 こども家庭相談事業 (こども家庭相談センター) (こども計画 9 1 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ヤングケアラーに関する相談を実施	家庭内の相談しにくい問題や子ども自身がヤングケアラーの認識がない場合が多く、表面化しにくい特性があることから、学校等の関係機関との連携を強化し、早期発見につながる体制を構築する。(親子健やか室)	関係機関との連携が強化され、早期発見・早期介入につながる。	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (5) ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援

【事 業 名】 こころの健康相談（こども計画 9 1 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
若者を含む、こころの不調や不安を抱える方、ひきこもり状態にある方や、その家族などからの相談に応じる。	こころの健康相談の実施（福祉保健センター）	実施月数12か月	評価					

【基本目標】 0 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

【施 策】 (5) ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援

【事 業 名】 就学・教育相談（こども計画 9 1 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
不登校児童生徒支援として小学校「ばれっとルーム」、中学校「きゃんぱすルーム」、教育センター「すてっぷ」、オンライン教育支援センター「room-K」など多様な学びの場を設置しているほか、小・中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、身近な相談体制を整えている。	戸田型オルタナティブ・プランに基づく多様な学びの場の整備（教育政策室）	児童生徒の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備をする。必要な児童生徒が適切に各学びの場に接続できるよう、各校に対して研修等を行い、不登校支援に関する理解を図っていく。その結果、不登校児童生徒の割合の減少につなげる。	評価					
	市内各小・中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置（教育政策室）	各小・中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者のニーズに応じて、対応できる相談体制を整える。各小・中学校において適正な相談が行われるよう相談件数を把握する。	評価					

【基本目標】 0 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

【施 策】 (1) こどもを虐待から守る地域づくり

【事 業 名】 こども家庭センターを中心とした支援（こども計画 9 2 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターを設置し、あらゆる関係機関・事業と連携し支援を実施	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターを運営し、あらゆる関係機関・事業と連携し支援を実施（親子健やか室）	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的相談体制の構築により、児童および妊産婦への専門的な視点から虐待予防や個別の悩みの解消などの相談支援を実施する。	評価					

【基本目標】 0 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

【施 策】 (1) こどもを虐待から守る地域づくり

【事 業 名】 要保護児童対策地域協議会（こども計画 9 2 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
関係機関の円滑な連携と協力関係を築き、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見と適切な支援を実施	関係機関の円滑な連携と協力関係を築き、虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見と適切な支援を実施（親子健やか室）	要保護児童の早期発見やその適切な保護、並びに要保護児童及びその保護者への適切な支援を図る。	評価					

【基本目標】 0 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

【施 策】 (1) こどもを虐待から守る地域づくり

【事 業 名】 関係機関との連携・支援 (こども計画 9 2 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
保育所、幼稚園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、警察等の関係機関と連携し支援	保育所、幼稚園、学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカー、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所、警察等の関係機関と連携し支援 (親子健やか室)	関係機関と連携し、こどもを虐待から守る地域づくりを行うことで、虐待を受けているこどもの早期発見への迅速な対応につながる。	評価					

【基本目標】 0 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

【施 策】 (1) こどもを虐待から守る地域づくり

【事 業 名】 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン (こども計画 9 2 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
児童虐待防止に関する広報及び啓発活動	児童虐待防止に関する広報及び啓発活動 (親子健やか室)	児童虐待防止に関する広報及び啓発活動により、こどもを虐待から守る地域づくりが促進され、虐待を受けているこどもの早期発見への迅速な対応につながる。	評価					

【基本目標】 0 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

【施 策】 (1) こどもを虐待から守る地域づくり

【事 業 名】 虐待通告義務の周知 (こども計画 9 2 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
虐待発見者の通告義務について、保育所、幼稚園、学校等の関係機関を含め、広く市民に広報	虐待発見者の通告義務について、保育所、幼稚園、学校等の関係機関を含め、広く市民に広報 (親子健やか室)	虐待を受けているこどもへの迅速な対応につながる。	評価					

【基本目標】 0 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

【施 策】 (1) こどもを虐待から守る地域づくり

【事 業 名】 要保護・要支援家庭の把握 (こども計画 9 2 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
乳幼児健康診査 (未受診者含む) や乳児家庭全戸訪問事業などの事業や関係機関を通じて、要保護・要支援家庭を把握	乳幼児健康診査 (未受診者含む) や乳児家庭全戸訪問事業などの事業や関係機関を通じて、要保護・要支援家庭を把握 (親子健やか室)	虐待を受けているこどもへの迅速な対応につながる。	評価					

【基本目標】 0 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

【施 策】 (1) こどもを虐待から守る地域づくり

【事 業 名】 子育て短期支援事業 (こども計画 9 2 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
保護者の疾病等、家庭において一時的にこどもの養育が困難になった場合に宿泊を伴ってこどもを預かる (ショートステイ) 保護者が就業等で帰宅が遅くなり、こどもの夜間の養育が困難な場合に施設でこどもを預かる (トワイライトステイ)	・保護者の疾病等、家庭において一時的にこどもの養育が困難になった場合に宿泊を伴ってこどもを預かる (ショートステイ) ・保護者が就業等で帰宅が遅くなり、こどもの夜間の養育が困難な場合に施設でこどもを預かる (トワイライトステイ) (親子健やか室)	児童に対し、一定期間・時間の養育が困難となった場合に児童福祉施設において養育を保証し、児童及び家庭の福祉の向上を図る。	評価					

【基本目標】 0 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

【施 策】 (1) こどもを虐待から守る地域づくり

【事 業 名】 養育支援訪問事業 (こども計画 9 2 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
特に支援が必要な家庭に対し、専門的な助言指導を実施	特に養育に支援が必要な家庭に対し、保健師、家庭児童相談員等による専門的な助言指導を実施 (親子健やか室)	特に養育に必要な家庭に対し、保健医療の連携体制による養育支援を行う支援が受けられる。	評価					

【基本目標】 0 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

【施 策】 (1) こどもを虐待から守る地域づくり

【事 業 名】 子育て世帯訪問支援事業 (再掲) (こども計画 9 3 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
家事・育児等の不安・負担を抱える家庭に対し、支援員を派遣	家事・育児等の不安・負担を抱える家庭に対し、支援員を派遣 (親子健やか室)	家庭が抱える不安や悩みの傾聴により、家事・子育て等の支援により養育環境が整い、虐待リスクの高まりを未然に防ぐ。	評価					

【基本目標】 0 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

【施 策】 (1) こどもを虐待から守る地域づくり

【事 業 名】 親子関係形成支援事業 (こども計画 9 3 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
児童との関わり方や子育てに悩みを抱えた保護者等に対し、ペアレント・トレーニングを実施	児童との関わり方や子育てに悩みを抱えた保護者等に対し、ペアレント・トレーニングを実施 (親子健やか室)	親子間における適切な関係性の構築を図り、虐待を予防する。	評価					

【基本目標】 0 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

【施 策】 (1) こどもを虐待から守る地域づくり

【事 業 名】 児童保護体制 (こども計画 9 3 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
要保護児童を早期に発見し、児童相談所との連携の下、児童福祉施設等へ保護	要保護児童を早期に発見し、児童相談所との連携の下、児童福祉施設等へ保護 (親子健やか室)	児童相談所との連携により、適切な保護を実施する。	評価					

【基本目標】 0 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

【施 策】 (2) 社会的養育の充実

【事 業 名】 里親制度の普及 (こども計画 9 3 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
児童相談所との連携による里親制度の広報活動の充実と児童の受入れ体制の拡大	児童相談所との連携による里親制度の広報活動の充実と児童の受入れ体制の拡大 (親子健やか室)	様々な事情で家庭での養育が困難な子どもが親以外の家庭で温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとで適切な養育がなされる。	評価					

【基本目標】 0 5 児童虐待防止・社会的養育の充実

【施 策】 (2) 社会的養育の充実

【事 業 名】 母子生活支援施設への入所支援 (再掲) (こども計画 9 3 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
母子保護及び自立支援に向けた生活を支援する必要がある配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設への入所対応	母子保護及び自立促進に向けた生活を支援する必要がある配偶者のいない女子とその児童について、母子生活支援施設への入所対応 (親子健やか室)	母子世帯が生活に必要な居居の提供、子育て支援などの相談支援により、安心して生活を送りながら就業等による自立を目指す。	評価					

【基本目標】 0 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

【施 策】 (1) こども・若者の自殺対策

【事 業 名】 自殺対策事業 (こども計画 9 4 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
	ゲートキーパー研修の実施 (福祉保健センター、教育政策室)	年間養成人数140人を目標に職員向け、教職員向け、市民向けに研修を実施する。このうち、教職員向けの研修にあたっては福祉保健センターと教育政策室が連携して実施する。	評価					
	駅頭啓発活動などの啓発活動を実施する。(福祉保健センター、親子健やか室)	こどもが自殺に追い込まれることのないよう、啓発活動により早期に支援につながる。	評価					

【基本目標】 0 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

【施 策】 (2) インターネット対策の推進

【事 業 名】 インターネット上の誹謗中傷等の防止 (こども計画 9 4 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
戸田市インターネット上の誹謗中傷等の防止に関する条例における取組の推進、誹謗中傷等の防止へ向けた	制度周知チラシの作成・配布、講演会等の実施・相談窓口の整備を行う。(くらし安心課)	インターネットの誹謗中傷等に関する正しい知識を身に付けることによって、誰もが被害者ま	評価					

周知啓発		たは加害者にならずに安全かつ快適にインターネットを利用することができる。	評価					
------	--	--------------------------------------	----	--	--	--	--	--

【基本目標】 06 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

【施策】 (3) 青少年の健全育成

【事業名】 青少年健全育成事業（再掲）（子ども計画94ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
青少年の健全育成と非行防止のための活動の充実を図り、青少年が社会的に自立した個人として成長するよう支援	補導員協議会との連携協力（児童青少年課）	各種イベントにおける補導員活動の実施により、青少年の非行防止を図る。	評価					
	成人式・はたちの集い実行委員会の運営（児童青少年課）	はたちの集い実行委員会で自主的にイベントを企画・運営できるようサポートすることで、社会人としての自覚と成長を促す。	評価					
	居場所スタッフの安定的確保（児童青少年課）	各会場に居場所スタッフが常時3～4名配置され、多様なニーズにこたえられる体制を整える。	評価					

【基本目標】 07 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施策】 (1) 子どもまんなか社会づくりの推進

【事業名】 保育コンシェルジュ事業（子ども計画95ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
教育・保育サービスに関する相談を実施。情報の提供や利用の支援を図るとともに、保育士等からの相談も併せて実施	保育コンシェルジュによる広報物の作成及びホームページ等での情報発信。（保育幼稚園課）	個々のニーズに合わせた施設や保育情報の提供を行う中で、子育て中の保護者の不安を解消していく。	評価					

【基本目標】 07 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施策】 (1) 子どもまんなか社会づくりの推進

【事業名】 一時預かり事業（保育所型、地域密着型）（子ども計画95ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
一時保育（緊急、非定型、リフレッシュ）の需要増加に対応するため、実施箇所の拡大	公立保育園における一時保育事業の運営（保育幼稚園課）	公立保育園が一時保育を行うことで、子どもの預け先を増やし、保育所入所要件に満たない短時間勤務の保護者も安心して働くことができるよう、多様なライフスタイルを応援する。	評価					
	一時保育実施園職員を対象とした合同連絡会を開催し、意見交換や情報共有を行う。（保育幼稚園課）	市民のニーズに対応するため、一時保育事業内容の更なる充実を図る。	評価					
	戸田公園駅前子育て広場内で実施している一時預かり事業について、利用ニーズに応じた運営体制の見直しにより、対象年齢や預かり時間の適正化を図る。（子育て支援課）	土日祝日の預かりや、午前中からの預かりを実施して保護者の利用ニーズに応えることで、年間利用人数を900人とする。	評価					

【基本目標】 07 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施策】 (1) こどもまんなか社会づくりの推進

【事業名】 既設保育所の定員拡充 (こども計画95ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
保育所入所申込数等の状況により定員の拡充	保育施設定員につき、年齢別人口や入所希望率の状況等を勘案したクラス定員の設定 (保育幼稚園課)	保育サービスを必要とする方が必要な時に利用できるような提供体制を確保しておく。	評価					

【基本目標】 07 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施策】 (1) こどもまんなか社会づくりの推進

【事業名】 休日保育事業 (こども計画95ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
日曜、祝日の保護者の勤務等による保育ニーズへの対応	休日保育事業実施園への運営支援及び利用者への周知 (保育幼稚園課)	休日に保育が必要な家庭を支援することで、安心して子育てができる。	評価					

【基本目標】 07 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施策】 (1) こどもまんなか社会づくりの推進

【事業名】 子育て支援員の活用 (こども計画95ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
市で認定した子育て支援員が市内の保育施設やイベントの託児等で活動するための活動先の案内・マッチング	子育て支援センター及び一時保育の担当として、支援員の専門性を生かし、保護者の相談等にも応じる。(保育幼稚園課)	支援員が働きたいと思える保育園環境の整備や、支援員として専門性を活かせる保育施設の充実。	評価					
	地域子育て支援拠点でのサロンや子育て講演会の実施の際に、子育て支援員にスタッフ協力を呼びかける。(子育て支援課)	活動参加情報の提供: 年12回	評価					

【基本目標】 07 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施策】 (1) こどもまんなか社会づくりの推進

【事業名】 ファミリー・サポート・センター事業 (こども計画95ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
育児の援助を行いたい人と受けたい人が会員となって行う育児の相互援助活動	オンライン説明会を一部導入して利便性を高め、提供会員・依頼会員の増加とマッチングの向上に取り組む。(子育て支援課)	利用ニーズ量を満たす提供体制を維持することで、2029年度の量の見込み2,957件を充足する。	評価					

【基本目標】 07 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施 策】 (1) 子どもまんなか社会づくりの推進

【事 業 名】 専門的な相談支援の情報提供及び連携 (一部再掲) (子ども計画95ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
法律相談や家庭児童相談、DV相談など、専門的な見地からの支援が必要となった場合に利用できる相談窓口を適切に案内し、連携を図りながら継続的な支援を実施 ・法律相談 (くらし安心課) ・DV相談 (くらし安心課) ・家庭児童相談 (親子健やか室) ・乳幼児健康相談 (親子健やか室) ・教育相談 (教育政策室)	市民が日常生活の中で生じた不安や疑問を解決するための機会として、法律上の解釈や助言を気軽に受けることができる無料の法律相談を実施する。(くらし安心課)	市民が抱える諸問題に対する不安や疑問が解消される。	評価					
	DV被害者が抱える諸問題を解決するための適切な助言や支援を行うためにDV相談を実施する。(くらし安心課)	DV被害者が抱える諸問題に対する不安や疑問が解消される。	評価					
	親が抱える子育ての不安や親子関係の悩み、家族からの虐待に関する悩みに対し、専門職員が相談支援を実施する。(親子健やか室)	子育ての不安や親子関係の悩み、家族からの虐待に関する悩みに対し、専門職員が相談支援を適切に実施することで、適切な養育や虐待の早期予防が図られる。	評価					
	産婦・新生児訪問等で、子育て等に関する相談を実施。関連機関と連携しての保健指導の実施や、支援体制の調整を行う。(親子健やか室)	子育て等に関する相談対応・情報提供、関連機関と連携しての支援を行うことで、安心して子育てができる環境を整える。	評価					
	心理士による教育相談の実施 (通年) (教育政策室)	教育センターに心理士を配置し、児童生徒及び保護者のニーズに応じた心理面の支援や相談を実施する。	評価					

【基本目標】 07 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施 策】 (2) 子育てに関する相談体制、情報提供の充実

【事 業 名】 保育コンシェルジュ事業 (再掲) (子ども計画96ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
教育・保育サービスに関する相談を実施。情報の提供や利用の支援を図るとともに、保育士等からの相談も併せて実施	妊娠期から子育て期までの個別のニーズに合わせた相談対応の実施。(保育幼稚園課)	保護者の子育てに対する負担を解消し、こどもの健全な育成を支援する。	評価					
	教育・保育サービス等個別のニーズに合わせた情報提供と入所手続きの相談等の実施。(保育幼稚園課)	保護者のニーズと保育サービス及び保育所を繋げ、安心して子育てや就労ができるよう応援する。	評価					
	幼稚園・保育施設等の運営や保育現場の悩みに関する相談対応の実施。(保育幼稚園課)	安定した施設運営及び保育士等の離職防止を図る。	評価					

【基本目標】 07 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施策】 (2) 子育てに関する相談体制、情報提供の充実

【事業名】 保育所の育児相談事業（子ども計画 96 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
保育所の保育士による相談の実施、相談事業の周知	保育所や子育て支援センターによる保育士の相談業務について、ホームページやPR紙等で周知を行う。（保育幼稚園課）	相談しやすい体制づくりを行い、保護者の子育てに関する不安を解消していく。	評価					

【基本目標】 07 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施策】 (2) 子育てに関する相談体制、情報提供の充実

【事業名】 子育て支援情報の提供（子ども計画 96 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
市広報・ホームページ、SNS、PR紙などによる子育て関連情報案内の充実	子育て支援情報をまとめた子育て応援ブックを作成、出生者や、転入した子育て世帯に配布する。（子育て支援課）	毎年度、最新情報で作成する。	評価					
	子ども・わかもの応援サイトを構築・運営し、子ども関係情報の一元化と、わかりやすい情報発信を行う。（子育て支援課）	市のHP管理部署と調整し、毎年度に1要素は改良を加え、魅力ある新鮮なサイトを保つ。	評価					
	入所に関する手続きを広報に掲載。HPやPR紙による子育て関連の情報提供を行う。（保育幼稚園課）	多様なニーズに対応し、保護者から選ばれる保育園作りを実現する。	評価					
	広報誌における児童センター事業の紹介及び児童センターにおけるHP及びSNSによる周知（児童青少年課）	子どもやその保護者に、児童センターが身近な施設として認識された状態を目指す。（広報への毎月の掲載）	評価					
	妊娠・出産・子育てに関する情報について、広報・ホームページへの掲載と併せ、戸田市子育て支援アプリを活用して市民に情報を届ける。（親子健やか室）	戸田市子育て支援アプリをより多くの妊産婦・子育て世帯に利用してもらうことにより、迅速に情報を届けることができる。	評価					

【基本目標】 07 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施策】 (2) 子育てに関する相談体制、情報提供の充実

【事業名】 子ども家庭相談事業（子ども家庭相談センター）（再掲）（子ども計画 96 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
・子育ての悩み、育児不安など児童に関する相談を実施 ・家庭訪問相談の体制の整備を図るとともに、関係機関との連携を密にし、要支援家庭への相談・支援機能の強化・充実	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する子ども家庭センターを運営し、あらゆる関係機関・事業と連携し支援を実施（親子健やか室）	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的相談体制の構築により、児童および妊産婦への専門的な視点から虐待予防や個別の悩みの解消などの相談支援を実施する。	評価					

【基本目標】 07 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施策】 (2) 子育てに関する相談体制、情報提供の充実

【事業名】 こどもに関する相談 (こども計画96ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
こどもの発達や育児相談等の各種相談を実施。関係機関との連携により、迅速に対応できる体制の整備	専門職 (心理士・理学療法士・言語聴覚士) による検査や相談の実施。(親子健やか室)	児の特性を理解し、適切な支援や関係機関に繋ぐことができる。	評価					

【基本目標】 07 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施策】 (2) 子育てに関する相談体制、情報提供の充実

【事業名】 地域子育て相談機関 (こども計画96ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
保育所等の子育て支援の施設や場所においてすべての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関の整備	戸田公園駅前子育て広場内で、利用者支援事業を実施し、子に関する相談について傾聴し、情報提供や支援機関へのつなぎを行う。(子育て支援課)	戸田公園駅前行政センターの営業日にはすべて、利用者支援事業を行う (実施率100%)	評価					
	相談を受ける子育て支援センター等に対する支援として運営補助金を支給する。(保育幼稚園課)	安心して子育てができるよう相談しやすい体制づくりを行うことで、保護者の子育てに関する不安を解消していく。	評価					
	児童センターにおける地域子育て相談機関の設置・運営 (児童青少年課)	児童センター2館での継続的な相談事業の実施	評価					
	こども家庭相談センターと連絡調整を行い、適切な相談支援を行う。(親子健やか室)	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的な相談支援の実施。	評価					

【基本目標】 07 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

【施策】 (3) 男女共同参画に関する相談体制の充実

【事業名】 女性の自立支援、男女の悩み・DVの相談 (こども計画96ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
女性の自立支援や男女の様々な悩みの相談支援事業の実施。DVの相談支援と関係機関の連携を実施	DV被害者からの相談内容に対して適切な助言や支援を行い、必要に応じて庁内外の関係部署との情報共有などの連携を図る。(くらし安心課)	DV被害者が抱える諸問題が解決され、安心して日常生活を送ることができる。	評価					

【基本目標】 08 結婚・出産の希望実現

【施策】 (1) 結婚を望む人への支援

【事業名】 男女の出会いづくり支援 (こども計画97ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
結婚を誠実に希望する独身男女に出会いの機会を創出するための支援	公的機関が運営する出会いサイトへの登録料を補助する (年齢制限あり) (子育て支援課)	公的機関が運営する出会いサイトの20~30代の成婚件数を毎年度、20%ずつ上昇させる。	評価					

【基本目標】 08 結婚・出産の希望実現

【施策】 (2) 不妊・不育症に悩む人への支援

【事業名】 不妊治療費等の助成 (こども計画 97 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
県が実施する不妊相談の周知、早期不妊検査・不育症検査費、不妊治療費の助成を実施	早期不妊検査の助成対象である不妊検査開始時の女性の年齢が43歳未満とされていることについて周知し、広く不妊検査を受けられるようにする。(親子健やか室)	不妊・不育症に悩む市民が、必要に応じて不妊相談や適切な検査・治療に繋がることができる。	評価					

【基本目標】 09 「子育て」と「子育て」の支援

【施策】 (1) 質の高い幼児教育・保育の充実

【事業名】 保育士の確保と定着化 (こども計画 98 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
保育士の確保と定着化を図るため、経済的支援や就職面接会等を実施	保育士確保と定着化に寄与する施策の立案、実行を進めていく。(保育幼稚園課)	保育施設の健全な運営と児童・職員の処遇を改善し、保育の充実を図ることで、安全で安心な、保護者から選ばれる保育園づくりを実現する。	評価					
	埼玉労働局と連携し、保育人材の就職相談会等を共同で開催 (保育幼稚園課)	潜在保育士等と市内保育事業者を繋げ、市内の保育人材の不足を解消する。	評価					

【基本目標】 09 「子育て」と「子育て」の支援

【施策】 (1) 質の高い幼児教育・保育の充実

【事業名】 保育の専門的研修の実施 (こども計画 98 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
保育士の専門性を高めるため、実践的な研修を実施するほか、「共育ち」の理念を学び、実践力を養成	幼稚園・保育施設等の職員を対象とした市内研修会の実施。(保育幼稚園課)	保育の質の維持、向上を図ることで、より良い保育園づくりを図っていく。	評価					

【基本目標】 09 「子育て」と「子育て」の支援

【施策】 (1) 質の高い幼児教育・保育の充実

【事業名】 指導監査・巡回相談の実施 (こども計画 98 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
保育の質の向上のため、専門職による各保育所等への指導監査や巡回相談を実施	各保育施設を保育士・看護師で巡回し、保育内容や衛生環境の確認及び助言を行う。(保育幼稚園課)	保育や保育環境の確認を行い、保育の質の維持、向上を図っていく。	評価					
	県職員とともに適正な園の運営管理の確認及び指導を行う。(保育幼稚園課)	適正な園の運営管理の実施、及び安全な環境整備の確認を行う。	評価					

【基本目標】09「子育て」と「子育て」の支援

【施策】(1)質の高い幼児教育・保育の充実

【事業名】保育所等との協働（こども計画98ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
市内の保育関係者等と、保育の質や魅力の向上等を協議し、実効性ある取組を実施	市内保育事業者で、保育課題の協議や事例交換、研修等を行う。（保育幼稚園課）	公立と民間保育施設が手を携えて、保育の質の向上と市の保育の魅力アップ等に取り組み、児童や保護者、保育士にも選んでいただける保育園づくりを実現する。	評価					

【基本目標】09「子育て」と「子育て」の支援

【施策】(1)質の高い幼児教育・保育の充実

【事業名】幼保小の切れ目ない支援（こども計画98ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、-:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
幼稚園や保育施設から小学校の生活にスムーズに移行できるよう、保育園等の保育施設や幼稚園と市、市教育委員会、その他の地域の関係団体等の連携強化	幼保小架け橋プログラムの促進（教育政策室）	地域（園・小学校）ごとに、架け橋期カリキュラムを作成し、カリキュラムに基づいた指導を実施する。 …R7架け橋プログラム開発会議立ち上げ・カリキュラム作成に向けた市全体の方針の検討モデル地域のカリキュラム作成 …R8市としての架け橋期カリキュラム作成方針の整理・幼児教育施設でのアプローチカリキュラムに基づいた実践支援 …R9モデル地域の小学校でのスタートカリキュラムに基づいた実践支援・効果検証 …R10～市全体でモデル地域以外での取組の促進	評価					
	幼保小連携に係る研修会の実施（教育政策室）	幼保小連携に係る研修会を開催し、就学児の情報共有及び教職員の連携強化を図る。（年2回以上）	評価					
	市内、幼保小の関係者等と連携を図り、カリキュラムの作成・充実に取り組む。（保育幼稚園課）	体験活動の充実等を通して、幼保小が連携して取り組み、子ども達の健やかな成長、自立につなげていく。	評価					

【基本目標】０９「子育て」と「子育て」の支援

【施策】（２）子育て・生活の支援

【事業名】住居に関する支援（再掲）（こども計画９９ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
住居の取壊し等により市内転居した場合、転居前と転居後の家賃差額を助成する「ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成」と賃貸契約する際の債務保証制度の保証料を助成する「ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業」の周知及び利用促進、及び公営住宅等の情報提供の実施	住居の取壊し等により市内転居した場合、転居前と転居後の家賃差額を助成（限度額あり）（親子健やか室）	住居の取壊し等により居住の継続が困難となったひとり親世帯への居住の安定と福祉の向上を図る。	評価					
	賃貸契約をする際の債務保証制度の保証料を助成（限度額あり）（親子健やか室）	ひとり親世帯が賃貸契約をする際の債務保証制度の保証料を助成することで、居住の継続が保証され、福祉の向上に資する。	評価					
	「ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成」と「ひとり親世帯民間賃貸住宅入居支援事業」の周知及び利用促進及び公営住宅等の情報提供（建築住宅課）	ホームページ等を活用して、広く周知する。	評価					

【基本目標】０９「子育て」と「子育て」の支援

【施策】（２）子育て・生活の支援

【事業名】情報提供の充実（一部再掲）（こども計画９９ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ひとり親支援に関する各種制度をはじめとし、その他子育て支援制度全般や養育費の取決め等に関する事など、ひとり親家庭等の支援に寄与するための情報提供の実施	ひとり親支援に関する各種制度等の情報提供を広報、ホームページ等で行う。（親子健やか室）	ひとり親家庭等が必要な支援を受けられる等の福祉の向上に寄与する。	評価					

【基本目標】０９「子育て」と「子育て」の支援

【施策】（２）子育て・生活の支援

【事業名】遺児手当支給事業（再掲）（こども計画９９ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
死亡により生計維持者を失った児童の養育者に対して手当を支給	対象者からの申請の審査、認定を行い、手当を円滑に支給する。（子育て支援課）	手当を年２回支給し、遺児がいる家庭の生活の向上及び福祉の増進を行う。	評価					

【基本目標】０９「子育て」と「子育て」の支援

【施策】（２）子育て・生活の支援

【事業名】就学援助事業（こども計画９９ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
子の戸田市立小・中学校への通学について、経済的な理由により就学困難と認められる世帯へ、学用品費、給食費、林間学校及び修学旅行費などの費用の一部を援助	子の戸田市立小・中学校への通学について、経済的な理由により就学困難と認められる世帯へ、学用品費、給食費、林間学校及び修学旅行費などの費用の一部を援助（学務課）	法令に基づく経費を対象者に支給し、家庭の経済状態に関わらず普通教育が受けられるよう「普通教育を受けさせる義務」を補完する制度として運用がなされている。	評価					

【基本目標】 09 「子育て」と「子育て」の支援

【施策】 (3) 学校教育の充実

【事業名】 学校教育の充実 (こども計画99ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
戸田市教育振興計画に基づき、加速度的に変化していく社会において「生きる力」を育むための先進的な取組を推進	モニタリング指標等の現状調査の実施及び施策等の検討 (教育政策室)	戸田市教育振興計画の着実な実現を図るため、関係各課に対しモニタリング指標等の現状把握に向けた調査を実施し、必要な施策等の検討において活用する (年1回)	評価					

【基本目標】 10 未来を切り拓くこども・若者の応援

【施策】 (1) 若者の職業的自立、就労等支援

【事業名】 ふるさとハローワークでの職業相談事業 (再掲) (こども計画100ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ふるさとハローワーク相談員による求人・就職に関する相談や職業紹介など個々の就職活動の支援の実施	ふるさとハローワーク相談員による就職活動支援 (経済戦略室)	1年に30名以上の就職決定者 (～39歳までの者)	評価					

【基本目標】 10 未来を切り拓くこども・若者の応援

【施策】 (1) 若者の職業的自立、就労等支援

【事業名】 国・県・公共職業安定所等との連携による情報収集・提供 (こども計画100ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
国・県・公共職業安定所等と連携し、就職全般に関する情報収集及び提供	国・県・公共職業安定所から提供される就職支援に関するチラシの配架、就職支援セミナー参加者への配布 (経済戦略室)	全セミナーで配布	評価					
	公共職業安定所へチラシの配架 (経済戦略室)	就職支援セミナーの全日程のチラシを配架	評価					

【基本目標】 10 未来を切り拓くこども・若者の応援

【施策】 (1) 若者の職業的自立、就労等支援

【事業名】 就労支援・再就職等のための講座の開催 (こども計画100ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
就労を支援する各種講座等を開催し、就職や再就職等に向けた支援の実施	就職支援セミナー (経済戦略室)	1年に14回以上開催	評価					

【基本目標】 1 1 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

【施 策】 (1) 分野横断的な支援人材の育成

【事 業 名】 特別支援学級等の教職員研修 (こども計画 1 0 1 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、—:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
特別支援学級担当教員の専門的な研修の受講促進、障がいのある児童生徒の実態に応じた将来を見通した支援・指導の工夫ができるよう研修を実施	特別支援学級担当教員の専門的な研修会の実施 (教育政策室)	・市内特別支援教育部会での授業研究を実施し、指導や支援について研究・協議を行う。(年1回) ・特別支援教育コーディネーター研修会を実施し、児童生徒の実態に応じた将来を見通した支援・指導や保護者、担任等との連携について研修・協議を行う。(年3回)	評価					
	特別な配慮を要する幼児や、通常学級に在籍する配慮を要する児童生徒への指導・支援についての研修会の実施 (教育政策室)	幼保小中連携特別支援・UD研修会を開催し、教職員の特別支援教育指導に関わる資質能力の向上を図る。(未受講者市内各校1名以上、幼保は受講希望者を対象として年1回 (毎年) 実施)	評価					

【基本目標】 1 1 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

【施 策】 (1) 分野横断的な支援人材の育成

【事 業 名】 保育の専門的研修の実施 (再掲) (こども計画 1 0 1 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、—:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
保育士の専門性を高めるため、実践的な研修を実施するほか、「共育ち」の理念を学び、実践力を養成	幼稚園・保育施設等の職員を対象とした市内研修会の実施。(保育幼稚園課)	保育の質の維持、向上を図ることで、より良い保育づくりを図っていく。	評価					

【基本目標】 1 1 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

【施 策】 (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

【事 業 名】 青少年団体の活動支援 (再掲) (こども計画 1 0 1 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、—:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
地域で誰もが参加でき、多様な体験学習・異年齢交流の場の機会を提供する青少年団体の活動を支援	青少年団体連絡協議会の推進 (三市の船事業への協力) (児童青少年課)	青少年団体連絡協議会と連携協力し、青少年の健全育成を推進する。三市の船事業を通じ、次世代のリーダーの育成を図る。	評価					
	市内各青少年関連団体への活動支援 (補助金の交付) (児童青少年課)	市内の各青少年関連団体及び事業に対し、補助金を適切に交付することで、団体の活動を支援し、青少年の健全育成を図る。	評価					

【基本目標】 1 1 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

【施 策】 (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

【事 業 名】 保育所でのボランティア事業 (こども計画 1 0 1 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
高齢者や学生等のボランティア活動により、園児の保育を支援	ボランティアを受け入れ、保育園業務や保育活動を体験し、保育の仕事に対する理解を深める。(保育幼稚園課)	キャリア形成の機会とするとともに、園児の保育を支援する人材の育成や確保に繋げる。	評価					

【基本目標】 1 2 ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進

【施 策】 (1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成

【事 業 名】 育児休業制度等の普及・定着 (こども計画 1 0 2 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
・広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用し、育児休業制度の周知・啓発と、特に男性の育児休業制度取得向上に向けた広報の強化 ・各種助成制度の事業所への周知・啓発	関係機関の情報を市役所情報コーナー等で周知し、関係機関 (経済戦略室等) と連携し、情報を提供する。(協働推進課)	今後も関係機関と連携し、継続して情報提供・発信等を実施していく。	評価					
	育児休業制度のホームページへの掲載、産業・就労メールでの配信 (経済戦略室)	年に1回以上	評価					
	中小企業退職金補助金制度の通知事業所への周知 (経済戦略室)	年に1回以上	評価					

【基本目標】 1 2 ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進

【施 策】 (1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成

【事 業 名】 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の周知 (こども計画 1 0 2 ページ掲出)

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容 (計画掲出内容)	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
男女が共に仕事と家庭生活のバランスをとれるよう、各種制度や多様な就労形態の周知・啓発	子育て支援情報をまとめた子育て応援ブックを作成、出生者や、転入した子育て世帯に配布する。(子育て支援課)	毎年度、最新情報で作成する。	評価					
	男女共同参画情報紙「つばさ」において、男女が共に仕事と家庭生活のバランスをとれるような環境を整えている市内事業者を紹介し、PRを行っていく。(協働推進課)	今後も情報紙を通して情報提供・発信等を実施していく。	評価					
	育児休業制度のホームページへの掲載、産業・就労メールでの配信 (経済戦略室)	年に1回以上	評価					
	妊娠届・新生児訪問・乳幼児健診・子育て相談ルーム等で相談があった際や、保健指導等で必要と思われる場合には、情報提供及び関連機関へのつなぎを行う。(親子健やか室)	情報提供、関連機関へのつなぎを行うことによって、安心して子育てができる環境を整える。	評価					

【基本目標】 1 2 ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進

【施 策】 (2) 共働き・子育ての推進、男性の家事・育児の促進

【事 業 名】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知（再掲）（こども計画 1 0 2 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
男女が共に仕事と家庭生活のバランスをとれるよう、各種制度や多様な就労形態の周知・啓発	子育て支援情報をまとめた子育て応援ブックを作成、出生者や、転入した子育て世帯に配布する。（子育て支援課）	毎年度、最新情報で作成する。	評価					
	関係機関の情報を市役所情報コーナー等で周知し、関係機関（経済戦略室等）とも連携し、情報を提供する。（協働推進課）	今後も関係機関と連携し、継続して情報提供・発信等を実施していく。	評価					
	育児休業制度のホームページへの掲載、産業・就労メールでの配信（経済戦略室）	年に1回以上	評価					
	妊娠届・新生児訪問・乳幼児健診・子育て相談ルーム等で相談があった際や、保健指導等が必要と思われる場合には、情報提供及び関連機関へのつながりを行う。（親子健やか室）	情報提供、関連機関へのつながりを行うことによって、安心して子育てができる環境を整える。	評価					

【基本目標】 1 2 ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進

【施 策】 (2) 共働き・子育ての推進、男性の家事・育児の促進

【事 業 名】 パパママ教室（こども計画 1 0 2 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
夫婦共同で子育てをする意識の啓発	妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠から産後の生活に関する講話や赤ちゃんの育児体験等を実施する。（親子健やか室）	妊娠・出産・育児に関する知識を習得し、育児体験を通じて夫婦で協力して育児を行う意識を持つことができる。	評価					

【基本目標】 1 2 ワーク・ライフ・バランス・男女の働き方改革の推進

【施 策】 (2) 共働き・子育ての推進、男性の家事・育児の促進

【事 業 名】 男女共同参画の学習機会の提供及び啓発（こども計画 1 0 2 ページ掲出）

評価 A:達成、B:前進、C:未実施、一:評価不能

事業内容（計画掲出内容）	実施する取組	最終的な姿や目標値	年度	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)	2029(R11)
ジェンダー平等、男女共同参画等の講座や啓発の実施	男女共同参画情報紙「つばさ」において、戸田市の男女共同参画の拠点である上戸田地域交流センター「あいバル」の男女共同参画の講座や、困った時のお悩み相談窓口の周知、ジェンダー問題や男女共同参画の内容について取り上げる。（協働推進課）	今後も情報紙を通して情報提供・発信等を実施していく。	評価					

議題（3）

令和 8 年度戸田市管内保育施設等の利用定員の変更について

戸田市管内保育施設等の利用定員の変更について（案）

1 認可保育所

（令和8年4月1日予定）

施設名			計	3号認定			2号認定		
				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
認可 保 育 所 公 立 私 立	1	下戸田保育園	100		12	18	22	24	24
	2	新曽保育園	114	6	16	18	24	25	25
	3	喜沢南保育園	138	6	24	24	28	28	28
	4	笹目東保育園	100		12	18	22	24	24
	5	上戸田南保育園	R7 97 R8 91	6 0	16	18	19	19	19
	6	新曽南保育園	R7 106 R8 100	6 0	12	18	22	24	24
	7	笹目川保育園	114	6	16	18	24	25	25
	8	きざわ保育園	90	8	12	16	18	18	18
	9	ささめ保育園	100	6	12	18	21	21	22
	10	あけぼの保育園	70	6	12	13	13	13	13
	11	戸田公園駅前さくら草保育園	90	6	12	12	18	21	21
	12	戸田駅前保育所	60	10	5	5	10	15	15
	13	まなびの森 戸田こども園	90	6	16	17	17	17	17
	14	北戸田Jキッズステーション	90	8	12	12	18	20	20
	15	戸田駅前さくら草保育園	120	12	16	18	24	25	25
	16	桑の実戸田公園保育園	90	6	12	16	18	18	20
	17	とだ虹保育園	100	10	12	18	20	20	20
	18	太陽の子下戸田保育園	75	9	12	12	14	14	14
	20	げんき保育園	85	6	12	15	17	17	18
	20	太陽の子新曽北保育園	66	6	12	12	12	12	12
	21	よつば保育園	50	6	8	9	9	9	9
	22	あけぼの第2保育園	R7 61 R8 60	3 3	8	12	12	13	13
	23	太陽の子とだ笹目保育園	70	6	12	12	13	13	14
	24	こどもの国さくら草保育園	100	9	16	18	18	19	20
	25	ニチイキッズ上戸田保育園	69	6	12	12	13	13	13
	26	にいぞ虹保育園	70	6	12	13	13	13	13
	27	すみれ保育園	26	8	9	9			
	28	戸田すこやか保育園	80	6	11	12	17	17	17
	29	むつみ保育園	40		4	9	9	9	9
	30	かなな保育園	50	6	8	8	9	9	10
	31	みずき保育園	53	6	8	8	9	11	11
	32	戸田本町さくら草保育園	120	9	20	22	23	23	23
	33	戸田公園すきっぷ保育園	50	6	8	9	9	9	9
	34	太陽の子北戸田保育園	50	6	8	9	9	9	9
	35	戸田第2すこやか保育園	120	8	18	22	24	24	24
	36	こだま虹保育園	120	9	18	21	24	24	24
	37	つくし保育園	90	9	15	15	17	17	17
	38	みんな保育園	90	9	15	15	17	17	17
	39	Gakken ほいくえん 戸田公園	50	3	8	9	10	10	10
	40	すくすくの杜戸田駅前保育園	60	6	10	11	11	11	11
	41	戸田公園クマさん保育所	90	8	16	16	16	17	17
	42	戸田公園北雲母保育園	60	6	10	11	11	11	11
	43	戸田公園西雲母保育園	60	6	10	11	11	11	11
	44	アロウラ保育園	60	6	8	10	12	12	12
	小 計		3,571	270	537	619	697	720	728
				270	1,156		2,145		

2 地域型保育事業

(令和8年4月1日予定)

施設名					計		3号認定			2号認定		
							0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
地域型保育事業	小規模保育事業	A型	1	ポッポの家保育所	R7	19	5	7	7			
					R8	19	3	8	8			
			2	北戸田さくら保育園	19		3	8	8			
			3	保育園元気キッズ	19		3	8	8			
			4	ふるーる保育園 戸田公園駅前	19		3	8	8			
			5	なすな保育園	19		5	7	7			
			6	ぱすてるはうす	12		4	4	4			
			7	ひなた保育園	19		5	7	7			
			8	チャイルドルーム りとるすたあ	19		3	8	8			
			9	なでしこ戸田第一保育園	19		5	7	7			
			10	保育ルームスターキッズ 北戸田園	19		4	7	8			
	11	アメリカンキッズ英語保育園 戸田本町園	19		3	8	8					
	事業所内保育事業	A型	12	埼玉ヤクルト保育園 やあみい保育ルーム	従業員枠	6	2	2	2			
					地域枠	6	2	2	2			
					計	12	4	4	4			
	事業所内保育事業	A型	13	京葉流通倉庫（株） TLCキッズランド	従業員枠	11	2	4	5			
					地域枠	5	1	2	2			
					計	16	3	6	7			
	小 計（従業員枠を含まない）					213	44	84	85			
							44	169				
	小 計（従業員枠を含む）					230	48	90	92			
							48	182				

3 認定こども園

(令和8年4月1日予定)

施設名	計	3号認定				2号認定				1号認定				
		0歳児	1歳児	2歳児	小計	3歳児	4歳児	5歳児	小計	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小計
かたらいの森 つつじ認定こども園	238		12	15	27	16	16	16	48	18	44	44	57	163

4 新制度移行幼稚園 (令和8年4月1日予定)

施設名	計	1号認定			
		満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
ささめ幼稚園	45	—	15	15	15
まきば幼稚園 (令和8年4月から)	200	10	55	60	75
小計	245	10	70	75	90

戸田市管内保育施設等の利用定員集計 (保育部分・令和8年4月1日予定)

※事業所内保育事業における従業員枠を含まない

分類	合計	3号認定			2号認定		
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
認可保育所	3,571	270	537	619	697	720	728
		270	1,156		2,145		
地域型保育事業 (従業員枠を含まない)	213	44	84	85			
		44	169				
認定こども園	75	0	12	15	16	16	16
		0	27		48		
合計	3,859	314	633	719	713	736	744
		314	1,352		2,193		

※事業所内保育事業における従業員枠を含む

分類	合計	3号認定			2号認定		
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
認可保育所	3,571	270	537	619	697	720	728
		270	1,156		2,145		
地域型保育事業 (従業員枠を含む)	230	48	90	92			
		48	182				
認定こども園	75	0	12	15	16	16	16
		0	27		48		
合計	3,876	318	639	726	713	736	744
		318	1,365		2,193		

議題（４）

令和 8 年度新制度幼稚園への移行について

新制度幼稚園への移行について

令和 8 年 4 月から新制度幼稚園に移行

まきば幼稚園

設置主体	学校法人吉川学園				
所在地	戸田市笹目南町 17-5				
敷地面積	3,672.81 m ²				
定員年齢構成	満 3 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
利用定員 (※)	10 人	55 人	60 人	75 人	200 人

新制度幼稚園とは

ここでいう「新制度」とは、平成 27 年 4 月から施行された「子ども・子育て支援新制度」を指し、子ども・子育て関連 3 法（平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的、計画的に推進させることを目的とした制度です。

市内では、ささめ幼稚園に続いて 2 園目の新制度移行幼稚園となります。

※ 「利用定員」・・・認可定員の範囲内で、実際の利用状況を勘案して市町村が設定する受け入れ可能な児童数。

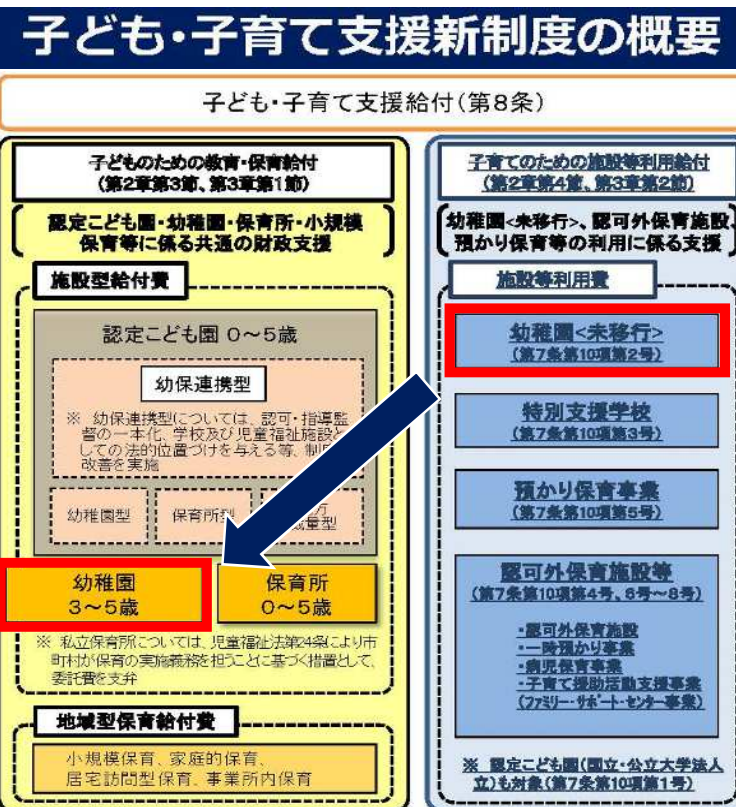
給付費（委託費）の単価水準を決めるものであり、利用定員が少ないほど単価が高くなる。



新制度幼稚園への移行に伴う主な変更点

	従来どおりの幼稚園
位置付け・役割	○学校教育を提供する機関
認可、指導監督等	○埼玉県が認可・指導監督
財政措置	○私学助成（主に県から交付）
選考・保育料等の取り扱い	○建学の精神に基づく選考（特に制約なし） ○保育料は設置者が設定
認定	○子育てのための施設等利用給付認定（新1号認定） ⇒保育料は 25,700円/月まで無償 ○子育てのための施設等利用給付認定申請（新2号認定） ⇒預かり保育料は 11,300円/月まで無償

新制度幼稚園
○学校教育を提供する機関 ○市計画で把握された「教育ニーズ」に対応
○埼玉県が認可・指導監督 ○「給付の支給対象施設」として市が確認・指導監督
○施設型給付費（主に市から交付）（国 1/2、県 1/4、市 1/4）
○応諾義務あり ○保育料は市条例で設定（R1.10月～無償化により0円）
○子どものための教育・保育給付支給認定（1号認定） ⇒市条例により保育料0円
○子育てのための施設等利用給付認定申請（新2号認定） ⇒預かり保育料は 11,300円/月まで無償



報告（1）

学童保育室の待機児童数（令和7年4月1日時点）について

学童保育室の待機児童数について

令和7年4月1日現在

1 公立学童保育室の待機児童数の推移(年度当初)

(人)							
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
52	40	45	44	17	18	13	3
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
30	8	6	20				

2 学年別待機児童数(年度当初)

(人)									
学年 年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	待機児童内訳 (小学校別)	定員
平成26年度	8	8	15	21	0	0	52	美谷本小学校 6 戸田東小学校 17 芦原小学校 29	公立 1,225 民間 178
平成27年度	1	3	13	20	3	0	40	美谷本小学校 9 戸田東小学校 24 芦原小学校 7	公立 1,225 民間 292
平成28年度	10	1	16	14	3	1	45	戸田東小学校 20 新曾北小学校 5 美女木小学校 4 芦原小学校 16	公立 1,272 民間 331
平成29年度	3	6	12	21	1	1	44	美谷本小学校 2 戸田東小学校 8 美女木小学校 25 芦原小学校 9	公立 1,272 民間 476
平成30年度	0	3	3	5	3	3	17	美谷本小学校 6 戸田南小学校 5 芦原小学校 6	公立 1,272 民間 662
平成31年度	1	4	2	11	0	0	18	戸田南小学校 4 新曾北小学校 2 芦原小学校 12	公立 1,259 民間 728
令和2年度	0	2	4	3	3	1	13	戸田南小学校 10 戸田東小学校 1 芦原小学校 2	公立 1,269 民間 809
令和3年度	1	0	0	1	1	0	3	芦原小学校 3	公立 1,299 民間 934
令和4年度	2	2	5	17	4	0	30	戸田南小学校 15 芦原小学校 14 こどもの国 1	公立 1,299 民間 936
令和5年度	0	0	2	3	3	0	8	こどもの国 8	公立 1,311 民間 990
令和6年度	0	0	0	2	3	1	6	戸田南小学校 1 こどもの国 5	公立 1,311 民間 990
令和7年度	2	0	3	11	3	1	20	戸田東小学校 5 戸田南小学校 15	公立 1,366 民間 990

報告（2）

保育所等の待機児童数（令和7年4月1日時点）について

保育所等の待機児童数について

1. 入所保留児童数及び待機児童数（各年度4月1日現在）

(人)

	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度	増減数 (R6→R7)
入所保留児童数	90	90	101	68	99	71	91	0
待機児童数	18	0	0	0	8	0	4	18

2. 新規申込者数（各年度4月1日現在）

(人)

	R7年度	R6年度	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	R1年度	増減数 (R6→R7)
保育所等受入可能人数※	4,184	4,132	4,175	4,201	4,221	4,188	4,053	52
新規申込者数	907	857	868	857	907	947	1,029	50

※認可保育所、小規模保育施設、事業所内保育施設、認定こども園の合計数

報告（3）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 制度概要

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）とは、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

令和8年度からは、全ての自治体で実施することとされており、本市でも、令和8年4月からの事業実施に向け、準備を進めています。

2 実施内容

利用対象者	0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていないこども
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で利用
利用料	事業所が直接徴収を想定
利用・予約方法	事業所との直接契約を想定 保護者は、市に利用申請し、認定を受けたいうえで、国の予約システムを活用し、面談の予約や利用の予約などを行う
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等

こどもまんなか
こども家庭庁

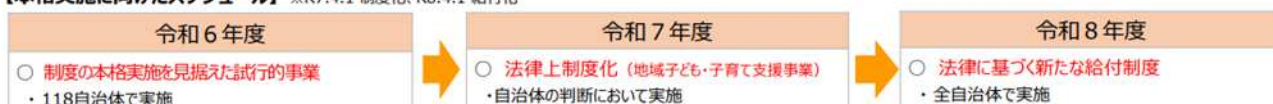
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○ 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設



- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※）を規定。
- （※）保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



事業の全体像

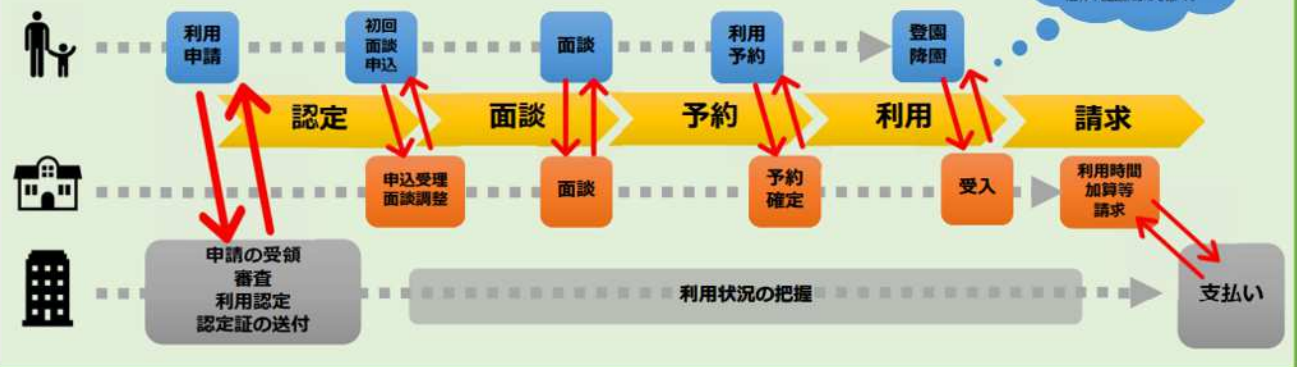
※本制度 = こども誰でも通園制度とする

「施設等類型に則した実施に当たっての創意工夫」

施設等類型に応じた様々な創意工夫の在り方が考えられるため、事例集にお示しする好事例を参考に、施設等類型それぞれの良さを生かした運営を心掛けることが重要。

「利用の流れ」

一般的な利用の流れとして、以下が想定。



他制度との関係

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

【一時預かり事業との関係性】

こどものために、定期的に同月齢の子たちや、家族以外の大人と関わりが持てるといいんだけど…

こども誰でも通園制度

- ✓ こどもの成長のために「通う」という考えを基本とし、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援
- ✓ 保護者のニーズに関わらない利用
- ✓ 令和8年度から「給付制度」として実施。こどもにとって一定の権利性が生じ、また、全国どの自治体でも共通で実施。
- ✓ 全国共通で、月の利用時間上限があり、0歳6か月～満3歳未満の未就園児が対象。

家の用事で、一時的に預かってもらえるところ、ないかしら…

一時預かり事業

- ✓ 「保護者の立場からの必要性」に対応するため「預ける」という考え方を基本とする
- ✓ 保護者のニーズが生じた際に利用
- ✓ 実施主体である市町村が、地域のニーズに応じ「事業」として実施の判断をし、1269自治体において実施。
- ✓ 補助事業として利用時間の定めはなく、実施自治体によって、対象年齢や上限の時間や日数を設けており、設定方法は様々。

※令和5年度実績

★一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備することを目的としている。

- 本制度と一時預かり事業を、同一事業所内において一体的に実施する場合、利用者によるその利用目的に応じて適切に使い分けていただくことが大事であり、自治体はその点について十分理解した上で、両制度について案内する必要がある。
- 本制度と一時預かり事業を併用することについても、利用する制度が切り替わることで支援の内容が大きく変わること、担当する保育者が変わること等は望ましいことではなく、こどもの育ちを支える視点から、利用制度が切り替わったとしても一貫した支援を提供できるよう心掛ける必要がある。

○戸田市こども・子育て会議条例

平成13年3月27日
条例第5号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、戸田市こども・子育て会議（以下「こども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 こども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、児童福祉に関する事項及びこども・子育て支援に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 こども・子育て会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) こども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) こども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 地域関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による市民

(会長及び副会長)

第4条 こども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、こども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 こども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 こども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数

のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（書面等による審議）

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

- 2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議公開の原則）

第8条 会議は、公開するものとする。

- 2 個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由があるとき又はこども・子育て会議において特に公開しない旨の議決をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。

（庶務）

第9条 こども・子育て会議の庶務は、こども健やか部子育て支援課において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、こども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第5号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第28号）抄

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成２５年条例第３６号）

この条例は、平成２５年１０月１日から施行する。

附 則（平成２９年条例第１０号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２９年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第７条の改正規定（「こども青少年部保育幼稚園課」を「こども青少年部こども家庭課」に改める部分に限る。）は、平成２９年４月１日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市児童福祉審議会条例第３条の規定による委員の委嘱に関し必要な行為を行うことができる。

（戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和２年条例第２８号）

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年条例第６号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年条例第２９号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年条例第１２号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 2 戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

(準備行為)

- 3 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市こども・子育て会議条例第3条の規定による委員の委嘱に関し必要な行為を行うことができる。